

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月16日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	延会	平成21年9月16日	16時50分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	13	池田実	1番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜	農林係長	重松俊彦		
			生活環境係長	内山十郎		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		議案の撤回について
日程第 2	第42号議案	基山町まちづくり基本条例の制定について
日程第 3		基山町まちづくり基本条例特別委員会の設置について
日程第 4	第44号議案	基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について
日程第 5	第45号議案	基山町国土利用計画審議会条例の一部改正について
日程第 6	第46号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 7	第47号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第 8	第48号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 9	第49号議案	町道の路線の廃止について
日程第10	第50号議案	町道の路線の認定について
日程第11	第51号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第2号））

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

なお、本日は、せんだってから皆さん方に御報告いたしておりますように、吉浦農林環境課長が公務出張のため欠席でありますので、かわりに重松農林係長と内山生活環境係長が出席しておりますので御報告いたします。

日程第 1 議案の撤回について

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 議案の撤回についてを議題とします。

町長より、会議規則第19条の規定により、第43号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定についての撤回請求が出ておりますので、ただいまより説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案撤回のお願いと理由を申し上げます。

第43号議案 基山町まちづくり推進審議会条例につきましては、第42号議案 基山町まちづくり基本条例第25条第 4 項にて、基山町まちづくり審議会の設置を別条項で定める旨を記しております。今議会において、同時に上程し、御審議賜るものとしたしておりましたが、地方自治法第222条第 1 項、普通地方公共団体の長は、条例その他の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられるまでの間は、これを議会に提出してはならないという規定がありますので、本第43号議案を取り下げさせていただきます。予算上の措置を講ずる時期に再度上程させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、議案の撤回を許可することに決定いたしました。

日程第2～3 第42号議案～基山まちづくり基本条例特別委員会の設置について

議長（酒井恵明君）

日程第2．第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定、日程第3．基山町まちづくり基本条例特別委員会の設置についてを一括議題とします。

まず最初に、第42号議案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

おはようございます。第42号議案 基山町まちづくり基本条例の制定について質問いたします。

この条例案は、小森町長が強い熱意で進められておる協働のまちづくりの集大成ということで、きょう提案されたと思います。これまで平成20年5月からの条例案策定につきます条例策定委員会を経て、ことしの3月27日に町長へ策定委員会から条例素案が提出されたものということで、小森町長がきょう責任を持って上程されたものと思われませんが、小森町長のこの条例案の提案理由説明では、基山町のまちづくりへの町民参加と協働を推進するためと、1行か、1行半の簡単な説明であります。この条例案に対する小森町長の熱意が伝わってこないと私は考えております。

それで、きょうの議案審議の中で小森町長のこの条例案に対する考え方、思いを再度お聞かせ願えればと思っております。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

今、鳥飼議員から御質問をいただきましたので、協働、そして、基山町まちづくり条例への思いを若干申し上げさせていただきます。

第4次総合計画で協働のまちづくりを掲げ、平成19年度より、職員や行政区、NPOへの学習会や町民会議の開催、20年度には、町民主体による作業部会の開催やシンポジウム、さらにはフォーラム等に極力私も参加してまいりました。特に作業部会での自主的な学習や研究、十四、五回、それ以上あったと思いますけれども、それからまた、事務局との討論にも参加しながら、条例策定に取り組んでまいったところでございます。

5年前から私も協働、協働と申し上げておりましたし、特にこの19年の総合計画以来、ま

た、この策定に入りまして、ますますその協働、あるいはこの条例への思いが募ってまいったわけでございます。

ここで今さらながらと思われるかも知れませんが、私が思います協働がなぜ必要なのか、そして、それは何なのかというようなことを若干申し上げさせていただきます。

今、国も大変変わってきております。これまでは行政の仕組みが中央集権、いわゆる国家主導だったのが、今はより地方、より住民の立場に立った地方分権、つまり、国から県、県から市町村に、そしてまた、さらには住民主権といえますか、区とか、自治会とか、団体とか、個人へと変わってきている状態でございます。これはなぜなら、やはり住民の皆さんのレベルアップ、それからまた、ニーズの多様化に対応する細やかな行政サービスを提供するためには、単に従来の中央集権では対応はできないと、行政主導ではできないからということからかと思えます。

それでは、協働とは何かということでございますけれども、私も今まで協働、協働と言ってきておりますけれども、どうもおまへの協働はわかりづらいと、何をすればいいのかというようなお尋ねもあるわけでございますけれども、私は、もう理念、精神論と申しますか、何を具体的にやる、それは今後の問題だと思えますので、まず、やはり考え方としましては、町民、そして、議会及び町行政がそれぞれの立場と特性を理解、尊重しながら、自己の果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力し合いながら活動すること、これは条例の中の解説の中でもございますけれども、やはり協働とはそういうものかというふうに私は認識をしております。

それでは、そのまちづくり、今度上程をいたしておりますまちづくり条例とはということでございますけれども、それは今申しましたこの協働の理念ですか、精神、その意識を深くすると、浸透するということが1つだと思えます。それから、それに伴います最低限の行動の仕組み、ルールづくり、つまり、本条例によって、町民、議会、行政の責任や権利を条文化して、町民の参加、提案などによって、その意見を取り組むルールづくりがぜひ必要かと思うわけでございます。そして、その結果、やはり開かれた透明性のある行政であるべきだと、そういう町をつかっていきたいという思いからでございます。

これまでワークショップとか、シンポジウム、勉強会、それから、先ほど申しました策定の作業部会とか、あるいはまた、策定委員会、職員としまして、庁議とか、あるいは法令審査会とかというようなことを重ねてまいりまして、それらを経て、今回上程するわけで

ざいます。

議員からも言っていました。私のまちづくりの集大成というようなこと、表現をいただきましたけれども、私もやっぱりこれは1つの私の思いの大きなものだというようなことを考えておりますので、ぜひともひとつこれを議決をいただいて、物にしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

はい、ありがとうございました。このまちづくりに対する町長の思い語っていただいたんですけれども、基本的なことでもう1点だけ質問させていただきます。

基山町の条例、相当ありますけれども、基本というふうな名前がついておるわけですね。この基本条例の基本というのは初めてだろうと思いますけれども、この基本という基本条例、基本法律、教育基本法とか、基本という名前がつくのが国にもありますけれども、この基本法とはどういうものかということですが、これ私の手元に調べましたけれども、参議院の法制局の法制執務集に基本法とはということが書いてあるわけですね。その中には基本法が制度、政策に関する理念、基本方針を示すとともに、それに沿った措置を講ずべきことを定めるものが通常である。これを受けて、基本法の目的、内容等に適合するような形でさまざまな行政施策を遂行することになるということで、法律の一番上は憲法がありますけれども、普通の法律の上位の基本方針、政策決定の方針を示すものということで、この基本法というのは名前がついてあると思います。

ということを考えまして、基山町のまちづくり基本条例について考えますところによりますと、私がちょっとその辺が、基本条例と制度条例、手続条例と一緒に合体したような条例案になっていると私思います。それで、その辺で非常に難しくなっていると思います。このまちづくり基本条例の中で、先ほど言いましたように、基本とつけば、基本理念、基本方針、大綱、そういうものを定めるのが基本という名前がつくというふうな、先ほどの参議院の法制局の見解でございますけれども、このうちのまちづくり条例の内容を見ますと、第2条に用語の定義というのがついているんですね。基本条例とかに普通、用語の定義とか、そういう個々具体的な内容は入らないと思います。それと、第14条に町民提案制度、第15条にまちづくり計画の策定、第22条に町民参加の具体的事項まで書いてあります。私はこの基

本条例と制度条例、手続条例が合体となったうちの条例について、私は基本というのはそぐわないんじゃないかと、まちづくり条例ですべきではないかと、私、個人的にそういうふうに思っております、このまちづくり基本条例という基本をつけた根拠というか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

まちづくり基本条例につきましては、まず、今、理念型という、議員おっしゃられたのを主体に、まず、まちづくり基本理念、それから、各主体の責務等を規定し、内容は抽象的なものでとどめ、細部については別条例で定めるという方式と、今、多くなっております住民参加拡充型という基本条例等が進められております。これは理念型に具体的な参加方法であるとか、そういった手法等も盛り込んだものをそういう形の拡充型というような条例の形でやられているところが多いということでございます。

それで、根幹的には、基山町ではまちづくり基本条例ということで自治基本条例とまちづくりをあわせたような形で、今、そういうまちづくり基本条例というような形が多く使われておりますけれども、本来、自治基本条例の要件としましては、自治体運営の基本理念を示していること、それから、町民の権利や責務を規定していること、それから、自治体の制度や仕組みが規定されていること、それから、行政及び議会について、その役割や責務及び組織運営、活動に対する基本的な事項を定めていることが、基本条例の主要な要件となっております、それに、先ほど言われました拡充型にはそういった具体的な参加方法等を定めていくというような、今、まちづくり基本条例の中では広まっていったような形であります。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

このまちづくり基本条例、言われましたように、もう2年以上前から、るる町民も一緒に議論をしてくれと、やっとここ上程されたと。私は、上程されて、本当は今から先、この基本条例をもとに基山町がどのように住みよい町になっていくのかと期待もし、本来ならば、わくわくしながら、この基本条例の42号議案を審議しなければならないと思うんですけれど

も、大変気が重い。何で気が重いかというと、今までいろんな方から質問も出て、審議される中で、町の執行部のとらえ方が、例えば、町民会議を開いて町民の意見を聞く、作業部会も開かれて意見も聞かれたでしょう。委員会も、審議会も開かれて意見も聞かれてきたでしょう。しかし、議員の意見を余りにも聞かないんじゃないのかというのがずっとあるからです。なぜかという、全員協議会の中でもいろんな意見、議員から出ました。私も一般質問の中でも意見を述べさせてもいただきました。それが全く反映されないと。ただ単に反映されないじゃなくて、もうはなから意見を聞かないという態度が私は物すごく執行部の方にあるんじゃないのかというのがずっとあるだけに、一体何を議論してほしいと言っているのかと、ただ単に承認だけを求めているのかというのが、物すごく私自身あります。それだけに大変気が重い気がします。本来はそうであつたらいけないと思うんですね。この場で真剣に議論して、そして、いい点、悪い点含めて総合的にしていかなければならないというふうに思いますけれども、再度、まとめて質問いたしますけれども、この議会の中で上程されていますけれども、例えば、議員のほうで条文中身含めて見直しを要求するとした場合に、今出されていますこの42号議案、内容的に、討論する中で見直しも含めて検討される気があるのか、いや、もうこれは上程したから、条文の変更含めて、しませんよというふうな態度なのか、これについて質問いたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

まず、議会のほうの意見を十分聞くべきでなかったかということで、まず、うちの事務局としての大変まずい点はあったと思いますが、私の事務局のほうからは、できれば勉強会という形で取り上げていただけないでしょうかという要望をお願いはいたしております。

しかし、そういった形ではなく、全員協議会での説明という形で、回数的には2回という形でありましたけれども、その中で我々議論しながら進めさせていただければという思いはありました。しかし、その形としては、まず、策定委員会等の意見、それから、作業部会等の意見を含みながら、また、庁議、それから、法令審査委員会等で審議いただいたことでまとめ上げさせていただいたのが、今回上程させていただいた基本条例の案となっております。

そういった中で、今回、上程させていただいておまして、前回は話したと思いますけれども、この内容等について100%十分達成できている条文ではないとは思っております。し

かし、これを進めていく上で、いろんな問題も発生して、最後の条例の中でも見直し条項等も入れておりますので、その辺で取り扱っていきたいと思います。

議論の中で議員のほうからそういう修正が必要ではないかということであれば、できれば議員修正案の方法とか、文言で語句等の内容が大幅に変わらない内容等になれば、うちのほうもその辺は検討していきたいと考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

この辺の取り扱いについては、柔軟にできる部分は柔軟にさせていただいて、そして、よりよい条例をつくるために、お互い知恵を出し合おうというのをまず第1にさせていただきたいというふうに思っています。

それから、町長のほうにぜひお伺いしたいんですけども、去年でしたか、去年の春先になりますか、シンポジウムで木佐先生でしたか、来られて講演会がありました。私もそのときに参加して話は聞いて、今でも耳に残って、この言葉が離れないんですけども、木佐先生が言われた中で、ニセコ町でこのまちづくり基本条例をつくる中で、つくったと、そして、その中で議員の中で2期目にはもう立候補しなかったと、次は立候補しなかったと、なぜかという、もう議員として議会に出てまちづくりをするよりも、まちづくり基本条例をつくって、その中でもう町民として訴えたほうが早く政策が実行できるし、まちづくりが進むんだというふうなことを言われました。私は本当にこれでいいのかなという気がするんですね。先ほど言われました町と、そして、町民と、そして、議会と、三者が一緒になってまちづくりをしていこうという中で、逆に言えば、町と町民と、執行部と町民とやる中で、でも、議会は片方は審議をしてもらっただけでいいですよと、そっちのほうが早くまちづくりは進むんですよというふうなのを私はあのとき、逆に言えば、木佐先生言われたのかもしれないと思うんですね。あの言葉が今でも耳に引っかかっているんですよ。

本当にこれでまちづくりでいいんでしょうかと。今、こうして議論する中で、場合によっては、手続上、まちづくりが少しテンポがおくれるかもしれないと。しかし、この三者が話し合う中でまちづくりをしていかないと、やっぱりおかしいんじゃないのかなと私は思うんですね。だから、この辺の基本的なところが本当に執行部の方がどのように思っておられるのかというのが、私、このまちづくり基本条例を制定する中でも大変重要と思うんですね。

言われましたように、三者が本当に力を出し、知恵を出し合ってやっていこうと言われるならば、お互いを大事にする、お互いを尊重するというのが第1にないと難しいんですね。しかし、木佐先生が言われたのは、いや、そういうふうなとらえ方じゃなくて、その議員になられた方がそういうふうに言われたのかもしれませんが、それを紹介されたのかもしれませんが、そういうふうなとらえ方もありますよということで紹介されたと思うんですね。そういう事例があったということですね。あえて、あの場でみんなに紹介されたのは。

だから、それで本当にいいんでしょうかと、私は思うんですけども、町長、この辺の、あのときは一緒に講演会聞かれましたので、御存じだろうと思いますけれども、どのような感想をお持ちなのか、お伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

これが成立すると、議員の役割はというようなことだろうと思うんですけども、やはり議員は議員の役割というもの、それは厳然とあると私は思いますし、それから、行政は行政、そして、町民の皆さん方の意見を、要望を、一体となってそれを聞いていくというような、そういうことが私は必要だし、それはできるんじゃないかなというふうに思っております。ここではあえて議員のそういう細部にわたる役割とかなんとかということはどうたっていないと思います。

そういうことで、これはまた、議員のお考えで、議員条例といいますか、何かそういうのがあちこちでもできておるようでございますし、そういうことで、また、お考えいただいて、また、議論を深めていきたいなというふうに思っております。決して議員の役割を否定するというような、そうあるべきものじゃないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待って、重松君、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）片山議員。

5番（片山一儀君）

1つお伺いをします。

町長が5年前に協働を言われて、ようやくできたという感で、これをずっと私は全部参加をさせていただきました。その前から協働というものについて県でやっていますし、今月の30日も私、佐賀市で協働、あるいはNPO、地域共同体について講義をすることになってお

ります、2時間ほど。それを観点にずっと見てみますと、まだまだ不備があるし、規則についても整合性がとれていないとか、いろんなところがあります。これは私だけの意見じゃなくて、全部インターネットでいろいろ、インターネットでなくて、ネットを通じていろんな議論をするんですけども、何っと、こういう意見があるんです。

ここで伺いたいのは、まず、私は今の国の流れ、協働、あるいは地域共同体構想だとか、それから、道州制と、いろいろ地域のことは地域でやらなきゃいけないということになっているんですね。これをやることは非常に大事なことだと思います。それで、基本条例について、まだ、前の同僚議員から、全協のときにも精神条例じゃないかとか、いろいろありましたけれども、国は国で作り方があります。地方は地方で作り方があっていいわけです。基山町の給与も国家公務員をそのまま行わせているからおかしなことになっているので、地域は地域の作り方があって、それをしなきゃいけない。

そこで、質問なんですけど、今、審議委員ですか、この条例が撤回されましたけれども、これは4年以内にと、こう書いてあるんですね。私が質問したいのは、この不十分なやつを、でも、始めることは必要だと思います。始めてからいろいろ必要性が必要だと。もっと簡単にこれを変えていくという意思があるのか、ないのか。これから議会ごとにいろんなことで同僚議員から、もっと議員の意見を入れるべきだという話がありました。まさにこの議会ごとに変えていくぐらいの意思があるのかどうか。これも先ほどあったように、議会が勉強会をかけたわけですね。今まで勉強会けて、勉強会しなかったわけです。公式にですよ。各自はされていると思いますが、そういう経緯があります。しかし、これからどんどん我々も勉強していくし、町民の方もどんどん勉強されていくと思います。出されることによってですね、意見も出てくると思います。それを柔軟にというか、輕易に変えて、よりよいものにする意思があるかどうか。これだけをお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

第43号議案については、そういう経緯の中でちょっと今回は取り下げていただきましたけれども、そういう審議会についても若干条文でもうたっております。ただ、年に最低1回という条文の審議会の開催をうたっておりますけれども、議員言われましたように、運営上で不備等があった場合は審議会を開催して、その辺の内容等になぜ不備があったのかというの

を審議していただきながら、条文の改正等があれば、それは柔軟に対応していかなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員、議長が判断するに、今、43号に入られたと思いますが、43号は特別委員会、私、何度も申し上げますように、全員での特別委員会を設置いたしますので、その中で十分審議していただきたいと考えますが。（発言する者あり）だから、それを念頭に置きながら質問してくださいと、最後まで聞いてください。片山議員。

5番（片山一儀君）

今、事務局長というか、企画政策課長がお答えになりましたけれども、これは町長の肝入りですから、町長がどういう方針をお持ちであるかということ、事務手続の話じゃないですね、事務局がどう考えるかじゃない、町長が、いや、柔軟性、もっとよくしていくんだと。今、年に1回という話がありましたけれども、議会は年に4回あるんですよ。これでそのたんびいろんな意見出てくると思うんです。今回、審議会、何回開かれるかわかりませんが、12月だったら3回しかないですね。作業部会だけで16回、勉強会入れると20回近くやっているんですよ。それをこの期間で、私は本当にどの程度審議できるのかなと、こう疑問を持っています。

ですから、これから継続してやっぱりいいものに変えていくためには、町長が、いや、これはまず、出して、皆さんの意識の改革をするんだ、もっといいものにどんどん変えていくんだという意識があるか、ないかを私はお伺いしたいんです。事務局の問題ではありません。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

この条例をまだまだ本当に、当然、完全なものとは思っておりませんし、それから、刻々といろいろな条件、状況も変わってくるということでございますので、それは柔軟に見直しもし、対応していきたいというふうに思っております。

それから、議会で本当に4回、いろいろと出てくれば、それはやっぱり議会を尊重というようなことでございますもんですから、その辺のところは当然対応していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

先ほどから済みません。品川議員。

6番（品川義則君）

今回のまちづくり基本条例ですけれども、本当に私も楽しみにして、これから基山町がどれだけ町民の方とともにつくられていくのか、こういう厳しい状況でと思っておりました。作業部会の第1回目の会議で、企画政策課長が冒頭、昨年開催した町民会議でまちづくり手続条例ではなく、基本条例が必要という認識を得ましたというふうに説明、冒頭ですね、開会のお話をお話をされております。それで、上がってきたこの条例は100%手続条例ですね。なっているわけですね。一番最初は基本条例をと、手続ではないというお話されていまして、先ほど申し上げたけれども、これはどの辺でこういうふうな手続条例に変更されたのか、そこをお尋ねしたいんですけれども。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほど町長の初めの決意の中にもありましたように、19年度にそれぞれの職員、それから、行政、NPOの学習会をまず最初に開催させていただきまして、まちづくり条例の策定に係る内容と、協働とはどういうものかというワークショップをしながら進めさせていただき、次に、20年の1月からまちづくり町民会議という形で町民の方たちにお集まりいただき、その中で1回から4回まで開催いたしております。その中で、1回目は協働の現状と将来のシナリオ、それから、第2回が役割分担と協働の領域、条例に盛り込む内容等を協議し、第3回で全体項目等の設定、第4回で骨子の検討という形で行っている中に、第4回目のときに、まちづくりの条例を制定していく中に基本的な事項を盛り込むべきではないかという意見が出されまして、それで、手続条例も含んだところで、うちのほうは進めておったわけですが、それと基本条例とまちづくりの手続条例の合体させた形で進めさせていただきたいということで皆さんの了解を得、それから、作業部会のほうへ進んでいったような形になっております。第4回目を開催しましたのが平成20年の3月23日のまちづくり町民会議の中でそういう方向性を出させていただきました。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

ですね。もう作業部会の2回目には検討資料として、執行部のほうから出ているわけですよ。最初からそういう手続条例というものであれば、第4次総合計画からずっとその流れを見ると、町長の思いというのなかなか伝わってこないんじゃないかと。逆に言うと、この条例によって手足を縛られて、なかなか町民の方が参画しにくいのではないかと、また、参画しなければいけないのかという強い強制感が生まれてくるような手続条例にもなっているんじゃないかと思うんですね。

もう今さら言っても何にもなりませんけれども、この辺のところは最初の町長の思いと、それから、少し最初のほうのお話をされてきました。基山らしい条例とですね。基山町独自のものであってもいいんじゃないかというふうに発言をされておりましたけれども、でき上がったものを見ると、どこにでもあるような手続条例と、この基本条例がなっていることを何とかならないかと思っておりますけれども、よりよくこの条例を完結編ではなく、先ほどから議員それぞれおっしゃっていますけれども、これから条例をつくっていく、これからみんなで条例をつくり上げていくという、そういう観点に強く立っていただいて、これからの議論に生かしていければと思っておりますので、その辺のところをお酌み取りいただければと思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

この条例案については、一般質問でも何回も質問させていただきましたし、全協でも積極的に発言をさせていただいたつもりであります。また、特別委員会で具体的なことについてはいろいろ意見申し上げますが、一番私が危惧するのは、一般質問でも申し上げましたが、具体的な事業の、あるいは手法の積み上げをせずに、いきなりこの枠組みを全部つくって、それも基本理念から手続まで全部網羅する枠組みをつくって、いきなり本番に突入すると。そのことを非常に危惧をしております。その間、2年という、2年の議論の間は長い、条例の検討としては非常に長い期間だと思っておりますが、ただ、作業部会の皆さんの議事録とかもずっと全部読ませておいていただきましたけれども、条例案の部分の検討を中心にやられたんじゃないかなというふうに思っております。

ニセコをベースにしていると思うんですけれども、ニセコはやっぱり町長がスタートして、6年、7年かけて、町民検討会議とか、職員の研修を徹底するとか、そういう具体的な、あ

るいは庁内検討事務を早くから立ち上げておるとか、そういう具体的な取り組みを重ねて重ねて、しかも、実際に事業単位に具体的な物産センターとか、そういうものに対して協働のまちづくりを実践した上で13年に条例化していると。そういう積み上げた結果が条例になっているという事実があるわけでありませう。

そういう意味で、ぜひそのことを申し上げてきたわけでありませうけれども、1つ、お伺いしたいのは、町長の思いとして、今現在の基山町においての課題とか、そういうことも含めて、協働でまちづくりでやるべき、とりあえず喫緊のでいいですけれども、事業名というんですか、課題というんですか、要はこの文書に掲げておる何でもかんでもずうっとやりますということではなくて、例えば、今、町長がイメージしておられる協働のまちづくりの実際の事業ですね、協働化事業のイメージとして、何か数点ありましたら、町長の思いとしてお伺いをしたいということが1点と。

全協でも申し上げましたが、結局、事業の積みかえがないまま、いきなり本番で理念も手続も全部決めるというやり方でありませうで、ある意味では、そういう意味で走りながら、先ほど同僚議員が申し上げましたように、走りながら変えていくという手法もあるわけで、例えば、2年とか、3年の試行期間とか、その中で事業領域を少し限定しながら動き出すとか、そういうやり方、進め方について、何か、いきなりとにかくもう今決めたとおり動きませうですよという思いなのか、そのことについてちょっと、その2点お伺いしたいと思ひませう。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

当面、どういうことをやらなきやいけないのか、やるつもりなのかというようなことかと思ひませうけれども、具体的に協働化テストとかなんとかというようなことでもございませうし、やはり1番は、これは理念論になるかもわかりませうけれども、住民の皆さんと行政が、これはどっちが悪いとかなんとかという問題でもございませう、やはりどうも垣根があるのかなというようなこと、これはもう職員にもやっぱり責任も多くあるというふうにお思ひませうけれども、何かその辺のところの意思の疎通といひませうか、1つ垣根があるというような、これは確かに住民の皆さん方の要望なり、いろいろ考えるということと、公務員のまた立場というような、こういうことも当然あるわけございませうけれども、それはそれとして、お

互い理解し合いながらと、協働というようなこと、そういうことだと思っただけでも、お互いの立場を理解、尊重し合いながら、そして、やれることはやっていくと、垣根を取っ払っていくというような、これがやっぱり一番の今の私は課題かなというふうに考えております。それからいろんな事業が展開できてくるということじゃないかなと。どっちが先なのか、実際、そういうことをやってから条例つくったほうが本当に物ができるんじゃないかというようなことも考えられますけれども、とりあえずはやっぱりその辺の意識という面でひとつお互いが努力し合っていくというのが大きな今の私の目的だというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

試行期間の分を全協のときも御指摘いただいております。今回、9月に上程させていただいて、取得の中で本来、今回、御議決いただければ、半年間の、施行年月日を来年の4月からにしておりますので、その間でも周知、その部分は図っていかうとは思っております。ただ、継続になった場合、それから、そういう試行期間として条文中に何らか取り入れられるのかというのは、また、今後ちょっと研究はしていきたいと思っております。

それから、協働の事業に関しましては、ことしからまず、協働推進事業というので、そういった方向性で、この条例ができたからすぐ町民の方々が提案とか、それから、まちづくり計画とかが出てくるとは思っておりません。先ほど言いました協働推進事業を、地区、それから、今度はまた、学校、小学校、中学校等にも時間を割いていただいて、カリキュラム等も組んでおります。そういった積み重ねによって、提案とか、まちづくり計画は出てくると思っておりますので、それは時間をかけて、なるべくこの条例が生きてくるような方策はとっていきたいと考えております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

附則、この決議をされて半年間あるという、そういう意味での準備期間という意味合いではなくて、要はいきなり、この案件から言いますと、要はまちづくりに関しては、すべて計画案が参画ができる、当然、項目になっておりますね。したがって、そのことをいきなり本

番で実施したときに、間違いの、本当のそれに対応できる準備、体制が本当にあるんでしょうかというのを一番危惧するところです。例えば、町民提案制度、いろんなまちづくり計画、それから、事業計画の参画、その他、全部網羅しても、相当な話が、例えば、万一町民提案が1カ月50件も100件も来るといような事態、そういうこともすべて想定された上でのいきなり本番かというようなことをちょっと危惧しているわけで、そういう意味で、そのやり方、進め方等について、内容についていろいろ言うわけではありませんけれども、そのことについて非常に危惧があるということについて意見を申し上げておきます。

それから、もう1点、先ほど言いましたけれども、例えば、町としての思いとして、こういうものを協働にという、例えば、協働を町のほうからも提案したりとか、佐賀県のように協働化事業として材料を出して、協働化になってくるのを探すという、そういうやり方もあるわけですが、そういうふうな意味での協働化事業提案みたいなものを町としては考えていかれるおつもりなのか、その件をもう1点お伺いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

先ほど言われました県と同じような協働化テストみたいな形で進められるのかと。それは行政側のほうの提案として整備していくわけですが、条文中の第4節の協働の推進という中で、第20条、それから、21条の中で上げさせていただき、規則の中では協働化事業を行政側から提示をして、それを公表しながら、俗に言えば、県の協働化テストみたいに、これに賛同される協力の方はおられないでしょうかという形になっていくと思いますけれども、そういう制度を第4節の協働の推進の中で取り上げております。

議長（酒井恵明君）

よございますか。（発言する者あり）後藤議員。

3番（後藤信八君）

3回目です。ここでまた、町長に基本スタンスとしてお伺いしますが、恐らく政権も交代しましたし、従来より以上に国主導型、例えば、トップダウン型の事業運営から、少し時間がかかる民主的な運営に世界全体が、日本全体がそうなるかもしれないという思いもありますけれども、行政のトップとして、いわゆるトップダウン型の行政から、非常にこれは時間のかかる、そういう手法に入られるわけですから、そのことを本当に承知で、それで

もやっぱりこれから先の地方の自治のあり方については、こういう手法じゃないともう生き残れんという本当の思いなのかどうか、もう一度、そのことを承知の上ですべて基本から手続から全部一遍で条例化するという思いなのかどうか、もう一度お尋ねします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

後藤議員おっしゃるように、これからの地方自治体としては、やはりこういう手法、方向で行くべきだというふうに思います。生き残れるのか、財政的にどうなのかというような、そういう問題は別にしましても、やはりこういうことで進むのが本当だと。そこでトップダウンというようなことも出てくるわけでございましょうけれども、それはまた別としまして、やはり皆さんの意見を吸収して、そして、そこでできる、できないというのはもちろんはっきり行政として決断していかなきゃいかんと、また、それに対する説明も申し上げなきゃいかんというふうには思いますけれども、流れとして、方向性としてはこういうことだろうということで、ぜひともやりたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今回提案されております基山町のまちづくり基本条例についてでございますが、特別委員会が後でございますので、その中で各条項におきましては一つ一つまた議論させていただきたいと思っておりますので、私のほうからは総括的な意味で2点だけ質問させていただきます。

この条例は、私の考えでは、特に何と申しますか、人の心を持ってやる条例であると、これは。人の心、住民の心を動かさなくちゃいけないと、こういう条例でございます。そう考えております。

それで、ずっと私も、今、初当選以来10年目を迎えましたけれども、この間でいろんな一般質問、いろんな議案審議、いろんなことに携わってきたわけですがけれども、10年たちまして、ずっと見ておりますけれども、職員の方の意識の問題、それと、町民の現今の意識、その関係が非常に落差があるというのが現実であると私は考えております。今まではそれはそうであったかもわかりません。従属する主従関係というような、行政のほう为上で町民が下と。それに住民も巻かれると、そういうふうな意味合いも、それは国と県とか、県とか町の

関係、そういうふうなものが働いて、そういう中で培われた主従関係というか、そういうものがあつたと。それを一遍に今回、協働でやっていこうということで変えていかれるわけですが、その辺について、これは現在の職員の今のそういう今まで古い考え方と申しますか、今まであつた意識を本当にどの程度変えられるかという、非常にこれは微妙な、1点です、これは。これがなければ、全部でやりましょうと言ってしたときに、いや、それはできませんよと一方的にふさいでしまう、執行部が、行政が。何にもならないですね、これは。これは町長の1つのトップダウン、町長のトップダウンによる政策の目玉の1つだと私は思っております、この発案というのは。そう一遍に行くものかということで、それは現場、現場で起きたときに、その中で意識も変わっていただくという考えもあるかも知りませんが、だから、私は非常に心配する面は、この条例の問題としては、1つの職員の意識が本当に変えられていくものかですね。

じゃ、その方法として、どういうことをやって、職員全体的にどういうことをやっていられるのか、職員の意識改革についてですね。その辺で本当に今の住民の意識と町職員の意識がどこまで変わるかという、その問題が一番問題でしょうが。これがなければ失敗ですよ、これは。町長、その点でどういうふうに思われるか、それが1つですね。

それから、これは中身にちょっと入る感じですが、いろんな案件がかなり出てくると思われます。これに行政が本当に対応できていけるのか。その例として、例えば、1つの案件が出ます。そのときに幾つもの課に関連があるものがいっぱいあります、1つの問題で。またがる。またがる問題が。今、縦割りですね、行政というのは。あんまりよその課のことには言わない。言ったら、あの課長にあそこの課長のことをおれが言うて申しわけないと、そこまで言ったらいかんとかね。縦割り行政であります、今でも。それをなくさないといかんですよ。そのためにはしょっちゅう会合を、その庁内会議かなんかわかりませんが、課長会議かなんかわかりませんが、しょっちゅう勉強をやっていかないといけないですね。いろんな課にまたがるわけですよ。それをどう解決していけるのか。非常に時間がかかる、そこには。しかし、町民はスピードを求めている、解決には。そういうことになる。矛盾したものがいっぱい出てきます。それが第2点目ですね。

もう1つは、先ほども同僚議員が言われておりましたけれども、この施行期間ですね。これによると、平成22年の4月1日からやるということになっておりますが、私はこれは準備期間なりと設けて、必ずすぐ来年から、4月1日からやるということは、非常にこれはいろ

んなそういうふうな話した面からについても、これは難しいんじゃないかと思っております。その準備期間を1年なりと、2年なりとやっていくと、そういうこと。

この3点について、町長にお聞きいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

議員御指摘のように、やはりこれは非常に難しい問題もはらんでおるといふこと、これは私も認識はしております。特にやっぱり職員の意識という面では、かなりこれは変えていかなきゃいかんということがあります。これにつきましては、やはりもうとにかく時代がこういふことだから、変わらなきゃいけないんだと、変えなきゃいけないんだと、そういうことで進んでいかないと、それを心配しとったって仕方ないというふうには私は思います。だから、これは職員にもしょっちゅう勉強の機会も持ってもらいたいし、よそにも出ていろいろと研修もしてもらいたいし、それから、私もしょっちゅう職員にも言って、その辺の意識をとにかく変えなきゃ、今の世の中についていけないんだというようなこと、これはやっぱりそういう勉強を、訓練をしなきゃいかんというふうには思っております。

そのためには1つには、今、これこそ試行で、完全にはまだできていないんですけれども、人事評価制度というか、こういうことも今取り組んでやっております。これはいつか申し上げたか、だんだん国もやっぱりそういうふうな人事評価、それを何らかの形で勤勉手当かなんかに少し反映をさせるというような、そういう考えもあるようでございますので、町としまして、そういうことも含めて職員の意識の改革ということはやっていかなきゃいかんというふうには思っております。

それから、もう1つ、縦割りなんていうのも、これはもう前から私も言って、なかなかそれはすぐ目に見えてということじゃないかもわかりませんが、やるときはやる行政、そうじゃなくて、職員全体でやっていくんだというような、そういう意識づけといいますか、そういう言い方を私もこの2年間ばかりやってきたというようなことでございます。

それから、準備期間ですね。これはしかし、準備期間というのをどうとらえていいのか、ちょっと私もわからない部分もあるんですけれども、もう準備、準備じゃなくて、やはりもうやるんだといような方向でいかがか。ただ、半年やそこらの周知期間とか、そういうことはあろうかと思っておりますけれども、果たして準備期間というのはいかがかというふうには

は思います。

それから、本当に対応できるのかどうかということです。こういう提案制度を設けたからといって、そんなむちゃくちゃに提案が、要望があるのかどうかというようなこと、これはよそでは、よそでもいろいろと提案制度なさっておられますけれども、そんな話もあんまり私も聞いたことございませんし、現に基山町でも今いろいろと提案もございまして、それから、要望もあっております。しかしながら、それはやっぱりできるやつはできる、できないやつはできないというような説明もいたしておりますし、これからもやっぱりその辺ははっきりして、それをより透明性を深くというようなことが1つのこの条例の目的かなというふうにも思っております。なかなかこれは口で言うのは難しいんですけども、話は聞いたわ、いや、やってくれなかったわ、それじゃ、何にもならんじゃないかというような議論もどこかで出てくるだろうとは思いますが、そういうことも私どももお互い町民の皆さん方も勉強し合いながらやっていくのが、これから必要じゃないかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

原議員、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

松石議員。

10番（松石信男君）

1点だけですね。

協働を進めていくためには、職員の意識改革が必要だと、町民との間に垣根があるというふうな認識を町長示されたわけですが、それは具体的に言うと、どういうことなんですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

具体的と、目に見えてどうこうというわけじゃないんですけども、まだ町民の方から何が言われそうだとか、おしかりを受けそうだとか、もうそういうのを心配しとったってしようがないじゃないかと、それはこっちが悪けりゃ、おわびもしなきゃいかんし、改めもしなきゃいかんと。やはりそこに何かこう、あのカウンター越しに、言われそうだというような、これがあるのは事実かもしれません。

それから、町民の皆さん方も本当に、これはこんな言い方は申しわけないんですけども、良識を持ってといいますか、ルールを持って提案もしていただきたいし、お話し合いもさせていただきたいというふうに思いますので、垣根と私が、表現悪かったのかもわかりませんが、申し上げたのは、そういうことで、まだ本当に住民の皆さん方と腹を割ってといいますか、相通ずるといようなことには至っていない。それがやっぱり1つには、さっきから申しますように、住民の皆さん方のお考えと、それから、公務員というような公正公平でなけりゃいかんぞといような、そういう身構えといつか、その辺のところも1つの要因かなとは思いますが、そういうことを乗り越えたところでの疎通というのがこれから必要になってくるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

言われているのは、どの議員も非常に大事な部分として、協働を進めるためには、まず行政からと、町長をトップにしてやっていく必要があるという、私ももちろん考えておるわけで、ところが、現状では、そういうさっき言われた垣根といつか、あると、職員の方は町民の方が来られれば、何か批判されるのではないかと、何か言われるのではないかといような、そういうような意識を、一部でしょうけれども、あると。そういう中では協働は進まないということだろうと思いますね。私はその点どう考えるのかといつか、いつか私の考え方申したのですが、町民の方が窓口に来られる、ちょっと悪い表現で言えば、文句言われるといいか、批判をされるということについて、どうとらえるかと。それは私は、町民の権利として、まちづくりに対する提言だといつか、やはり積極的に受けとめるという立場こそが、私は必要だろうと思っておりますね。

そうすると、もう1つ、対等な立場でと、いわゆる住民、議会、行政がする必要があるといつか、なっておるわけですが、この対等な立場といつか、のも非常に難しい部分がある。非常に表現的にはきれいですよ。きれいですけれどもね。これはこれで1つのそういう玉虫的な表現にならざるを得ないかなと思っておりますけれども、私はこの立場といつか、のは忘れるべきじゃないと思っているんですけども、公務員とか、行政といつか、のを全体の奉仕者なんだ、そして、行政といつか、のは住民に対する公僕なんだと、この立場はしっかり持つ必要があると。何か対等だと、平等だといつか、の考え方も、それはありましようけれども、公務員とし

てはそれは憲法にも書いてあるわけですから、それから、職員になったときの宣誓にもそういう宣誓をやるわけですから、やはりそれはそういう意識に立って、その意識をどれだけ持つかということが、私はこの協働を進めていく上でも大事じゃないかというふうに思っておりますが、町長の御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

非常に今、私も同感という気持ちで一部はそうだと思って聞いておりました。まさに奉仕者、公僕という、これは公務員はそうあるべきでございます。それに徹するというか、それをやらなきゃいかんというふうに私も思っております。とは申しまして、実際、本当にのべつとは言いませんけれども、いろいろとおしかりを受けるということは、やはり幾ら公僕とは言いながら人間でございますもんですから、非常に苦痛だということは、これは事実だと思います。もちろんおしかりの仕方、受け方、いろいろあるわけでございますけれども、やっぱりその辺のところは、それをあえて乗り越えなきゃいかんというところはあるかと思っておりますけれども、その辺のところはやっぱり公務員も人間だというような、そういう立場も私も申し上げたいと思っておりますし、それから、対等だというのは、当然、公僕と奉仕者と行政ということ、これが対等だという議論はちょっと異論あるところだろうと思っておりますけれども、公務員は公務員の立場があるんだと、全体的にも見なきゃいかんし、財政も考えなきゃいかんし、公正公平でなけりゃいかんのだという立場、これはしっかりと持たなきゃいかんと、そういう意味で対等に接しなきゃいかんと。すべてああそうですかというわけにはいきませんよという意味も私は対等だというふうに思っております。

それから、できるだけ町民の皆さん方に接すると、これは今やっておりますけれども、出前講座あたりもそうです。要請があれば、説明にも参りますし、それから、これはまだちょっと迂闊には言えませんが、私、1つやりたいと思っているのは、地域担当の職員というか、これを張りつけたらいいかなというふうなことを私自身ちょっと腹の中で思っているというような、これは事実で、じゃ、お前はそんな言っていたけれどもと言われると、ちょっとその辺がまた職員との関係もございまして、話し合いをしていきたいと思っておりますけれども、そういうこともやっぱり1つの方法かなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員、よろしゅうございますね。池田議員。

13番（池田 実君）

議会の今後のあり方、あるいはその権限について、根本的なちょっと危惧を申し上げたいというふうに思います。

もう既に出ましたけれども、今まで二元代表制ということで、町長、あるいは町執行部と議会というものがございました。それに今度は町民という新たな者が加わってきまして、三元とは言わないにしても、2.5元代表制みたいな形になるんじゃないかということの懸念をしております。

といいますのが、この条例にしましても、ずっと町民を主体にしてでき上がったものが最後に議会側に提示されるということで、それに対して、町民がこれだけやってきたものを議会は否定するのかなというような発想が出てくるんじゃないかという懸念をしております。

既にニセコ町の例も例示されましたけれども、これまでその基本条例を制定されたところで、議会の変化といいますか、権限の変化といいますか、そういったことを、もし、何かつかんでおられれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

平成18年にこういう条例制定の前に視察等にも行ったわけですが、我々のほうからの視察の目的としましては、制定、それから、執行体制のほうの問題点等を聞いてきております。その後、この条例が議会のほうにどういう影響があったということについては、うちのほうも検証はまだそういうことはしておりません。

ただ、この条例が、ニセコにいたしましても、当初のスタートからすれば、自治基本条例は議会のほうは当初の条例の中には入っていなかったと。町行政、それから、協働を進めていく上において、議会も自治基本条例の中に取り入れるべきだという意見等があって取り入れたということは、木佐先生のシンポジウムするときにも御説明あったとおりでございます。

それから、まちづくり基本条例を目指してつくられているところもあれば、先ほど町長のほうからも言われましたように、議会基本条例等で取り組まれているところもあるという、今、議会基本条例がある程度いろんなところで協議をされているという情報等は得ておりません。

それで、先ほど議員言われましたように、議会のほうの件数についてはうちのほうでちょっと把握しておりません。

議長（酒井恵明君）

池田議員、いいですか。林議員。

8番（林 博文君）

この基山町のまちづくりの基本条例については、今、各それぞれ同僚議員のほうからいろんな意見が出ておりますが、町民のいろんな御意見がこれから先、町民と行政が対等、平等の関係で協力して協働の推進は進められる、求められるということですが、まず、私も全員協議会の中でも申し上げましたように、これはやっぱり行政主導型ではなくて、やはり町民主導型で進める上には、それなりの職員の意識向上なり、啓発を、それと、町民からいろんな意見が幅広く反映し、意見要望なり出てくるわけですが、町民の皆さんとの協働を実践するための仕組みの課題として上がっております手続法が今後進められるんじゃないかと思いますが、この仕組みの手続法に関するやり方とか、あるいはその対応、場合によっては、御意見とか、御要望とか、受付の投書箱とか置いてある、よく視察に行くと、そういうのを見受けられますが、そういうふうな実践するための仕組みの手続法とかなんかも、これから先整備をしていかれるつもりですか。その課題について。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

本条例の資料として添付させていただいております施行規則案のほうで、細かい提出条件とか、回答はいつまでにしますとかいう項目については、施行規則案のほうで今提示をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。済みません、今の続きですね。林議員。（「よかです」と呼ぶ者あり）大山議員。

9番（大山軍太君）

1点だけお聞かせくださいませ。

まちづくり基本条例が作成された後、議員が一般質問等でまちづくりについての質問、提案をしたと。それと、協働のまちづくりの中で個人から提案が出た。その取り扱いは同じ対

等な取り扱いとしていかれるものか、そのにきをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

議員の皆さん方から一般質問等で取り上げる内容等については、ちょっと事務局、執行部のほうとしても、それは精査しながら、事業にできるものかということは検討していくと思いますけれども、この条例の本質としましては、町民の意見を吸い上げて協働に参画する事業等が提案をいただける、町民の意見を聞かせていただくという手続も含んでおりますので、それと、皆さん方のほうから一般質問等で取り上げられるものについては、また、執行部としては検討をしていくということになると思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

皆さんの同僚議員のお話のとおり、何点か危惧する面が指摘されていると思うんですね。まず、基本的にはこの条例はあくまでも基本条例ではなくて、手続実践条例になっていると。そのことに対する危惧ですね。実際にこの条例をつくって、そして、それに住民の要望に対応するだけの体制が本当に執行部にあるのかと。基本的にですよ。これを執行しようとする町職員、職員の意識改革は本当にできているのか。研修についても十分に積み重ねられているのか。あるいはもっと言えば、執行部のトップのほうで、このことに対して受けとめて、それを実施するだけ力量があるのか。そこまで私は言わなくてはいけないと思うんです。

さっき池田議員がおっしゃいましたけれども、今までの手法を見ていると、町民の参加を求めて、いろんな審議会がなされ、そして、最終的に議会に提案されたことに対して、正直言って、議員としてはこれを否定するということは大変難しいですよ。町民の総意でしょう。私はそうじゃないと思っていますがね。しかし、現実的にそういう手だてをとって、ワーキングショップからずうっと持ってこられて、そして、本会議に提案をされて、今の時点になって議会のほうで問題点がたくさんあるということを指摘して行って、それでもあえてこのまま押し通すという考え方があるんですか。実施条例を一気に持ってくると。そのことに対して、実際に危惧される点がたくさんあるわけでしょう。

来年の4月1日から持っていきたい。そしたら、議会は今回特別委員会つくりますが、何を審議すればいいんですか。議会が指摘して、これはだめだと、もう少し拙速なことはやめて、十分審議をして出し直せということを出していいわけですよ、本当は。しかし、出せないですよ、こんな状況じゃ。こんなやり方するなら。

もし、やるなら、これは基本条例と実施条例を切り離してやってください。推進条例を審議することぐらいはすぐできますよ、ある程度。しかし、事細かく実施条例を出して、町長は例えば、今、いろんな町民の要望にこたえられておりますが、大変ですよ、これは。しかも、自分の補佐役だった副町長はやめ、その下にいた収入役もやめ、そして、町長を支える者の下に部長もいない、責任者もいない、そういう状況の中で一手に引き受けて対応できるんですか、本当に。早死にするですよ、あんた。本当に。対応できないですよ。だから、もっと自分の身近をしっかり固めて、そして、職員の研修も十分行って、住民要望がこれだけのものを出そうとするならば、そういう体制をつくってから、私は出し直してもらいたいと思う。もちろん特別委員会がありますんで、そこの中でも強くそのことは主張していきますけれども、基本的にはこの条例は基本条例と実施条例を含んでいるというふうに理解してよろしいですか。そのことの確認が1つ。

それから、もう1つは、あくまでもこれを出すのか、出さないのか。分離しないで出すのか、出さないのか。分離しないのか。そこを教えてください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

初めの鳥飼議員の中の質問でもお答えさせていただきましたように、この条例の策定につきましては、理念型と住民参加拡充型というような条例の取り組み方法があるということで、それにつきましては、理念型は先ほど言いましたように、まちづくりの基本理念の各主体の責務等を規定し、内容は抽象的なものでとどめながら、細部には各条例を引用する形で条文化していくと。しかし、今、多くよその市等で採用されていますのは、住民参加型拡充型ということで、理念型の具体的な参加方法を盛り込んだ条例がつくられております。これは細かく内容等をうたっていくという、昨日も条例、それから、規則等の見解のところがありましたけれども、条例につきましては、基山町が町民と契約をするというような趣旨のものでございまして、今、求められておりますのは、そういう参加型を条例の中で定めていく約束

をするということを今回この中で定めております。

そういう形で基山町のまちづくり基本条例につきましては、住民参加型の拡充型を取り入れさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

さっき原議員もちょっとおっしゃったけれども、私もこっち側に入って10年になるわけです。その前は執行部側にいたんですね。だから、両方の立場はわかるわけですが、今回、この10年間ずっと見ていて、議会側のほうからいろんな要望とか、質問がずうっと出ます。通算してもう40回はやっているんじゃないかと思うんですね、10年間だから。1年間に4回議会があるとして、40回。じゃ、その中で要望したり、あるいは強く指摘したことがどれだけ改善されているんですか。もう言っぱなし、お互いに言っぱなしで一つも解決しない。恐らく1割解決しとればいいんじゃないかと。それだけ執行権というのは強いんですよ。それで執行権という問題からいくとですね。だから、なおさら住民の意見を十分に受け入れて、そして、それを予算の中に組み込んで、そして、実施していかなくちゃいけないわけでしょう。その中で議会の中でも何回も何回も要望しても一向に進まない。そういう状況の中で、今回、この基本条例をつくって、本当にこれに対応していこうという気はあるのかどうか。私はできないと思います。こんな形でやったちゃ。余り拙速過ぎるですよ。もっとじっくり意見を聞いて、そして、それを実施できるような。

さっき町長はトップダウン形式ということをしてできるだけ避けたいとおっしゃったけれども、じゃ、あなたがトップダウン形式でこれをしなさいと言ったことを受けたら、さっとしていただけますか。具体的に幾つでもあるですよ。それも避けて、そして、今回つくるべきまちづくり条例の中で民意を反映したものを受け入れて、そして、それを施策に展開をしていくという体制に本当になるんですか。私は今の状況ではとてもできないと思っております。これは委員会の中で言いますけれども、私は、提案をする限り、まず、身近にしっかり固めていただいて、これが実施できるという確固たる信念に基づいて私は出してもらいたいというふうに思います。

答え要りません。

議長（酒井恵明君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、この件の質疑を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

～ 午前10時58分 休憩～

～ 午前11時10分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

次に、基山町まちづくり基本条例特別委員会設置について行います。

本件については、基山町議会委員会条例第4条の規定により、基山町まちづくり基本条例特別委員会を設置し、同特別委員会委員定数を13名とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、基山町まちづくり基本条例特別委員会を設置し、同特別委員会委員定数を13名とすることに決しました。

なお、基山町まちづくり基本条例特別委員会委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

これより基山町まちづくり基本条例特別委員会委員の指名を行います。

大山勝代君、重松一徳君、後藤信八君、鳥飼勝美君、片山一儀君、品川義則君、林博文君、大山軍太君、松石信男君、原三夫君、平田通男君、池田実君、酒井恵明、以上13名を基山町まちづくり基本条例特別委員会委員に指名します。

お諮りします。

第42号議案については、会議規則第38条の規定により、閉会中の継続審査に付するため、審査終了まで基山町まちづくり基本条例特別委員会に付託することにしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

日程第4 第44号議案

議長（酒井恵明君）

日程第4 第44号議案 基山町安全安心まちづくり推進条例の制定についてを議題とし、
本案に対する質疑を行います。

片山議員。

5番（片山一儀君）

まとめて質問させていただきます。

協議会の委員、前のときは委員は何名とか書いてありましたが、委員はどうするのか。この委員の編成、協議会の編成ですね。この条例に含まれていないです。それ1点。

それから、地域安全活動の地域とはどういう範囲を地域というふうに考えてあるのか。

それから、不在地主、町外に居住しているが、町内に建物等の物件を所有している者の責務をどう考えているか。これは北九州で非常に問題になった事項です。建物だけ、不在であるけれども、そこが悪の巣窟になると、こういうふうな体質ですね。どうお考えなのか。

それから、協議会の任務、7条の筆頭に、安全安心まちづくりに関する提案というのをまず、要するに今まで審議会というのは形だけで、最後、結果だけを審議する形になっておりますね。協議会の委員の知恵とか、いろんな考え方をどんどん入れて、もっと安全安心まちづくりがどうしたらできるかということ、町長も協働とおっしゃっているんだから、そういうことを加えるというのはいかがなものかということ。

それから、「努める」というのがこの中でたくさん出てきます。「努める」という用語は、これいろんなところで議論されてきました。要するに条例というものに「努める」ということがなぜ要するのかよと。例えば、租庸調という条例御存じですね、大和朝廷の。これ全部税ですけども、これ賦課なんです。責務を町民に強要するわけです。昔ながら、国民にですね。それより公権力が定めをつくるということは、課税するということにつながるんですね。だから、今、何々をしなさいとか、こうすべきであるとか、それに違反したら罰金を科しますよと。ところが、基山町の条例は「努める」というのが非常に多い。これはある公務員の

方から、おかしいじゃないかという意見、企画政策課長は随分聞かれていますよね。この中に非常に多いんです。あいまいな用語が出てきています。町民、事業者、土地所有者の責務とありますが、責務を課するのは公権力をもって自由や行為を制限するんですね。したがって、基山町の条例見ていると、どんどん思いつき、こんなことを言ったら失礼かもわからないけれども、気づいたことをどんどん入れていくんです。すると、自由という社会において公権力が自由を制限することは努めて小さくする、必要最小限にするという基山町の考え方が私には見えないんですね。そういう意識があったのか。この条例出すということは、それぞれ住民に制限を課することなんです。いろんな任務を賦課することなんです。ある面では、税制なんです。租庸調の中では防人に行きなさい、こういうことも租庸調の中に出てくるんですね。そういうふうに住民の自由を制限し、拘束をしという意識が非常に薄いんじゃないかと、条例が。だから、簡単に「努める」とかいろんなことが出てくる。

作業部会でもいろいろありましたですね。「努める」というのはいかなもんかというのはたくさん出てきました。それは当然なんですね。条例という性格を考えれば。規則で性格を考えれば、規則は職員にこうしなさいと命ず、手続を示すわけです。違反すれば懲戒処分の対象になるんです。

そういうところは、今、たくさんまとめてもう質問しましたけれども、一つ一つお答えいただきたいと思います。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

まず、お尋ねの件なんです、まず、人員につきましては、別に規則で定めるということでしておりますので、その中に人員につきましては定めをさせていただいております。

2点目ですけれども、地域はどの範囲なのかということですが、この地域というのは、それぞれの方々の責務という形でありますので、お住まいの範囲という形で考えておりますし、具体的には区の単位というふうな想定をいたしております。

それと、土地建物等の所有者の責務ということで町外の方をどうするのかということですが、それは当然、町外の方に関しましても、基山町に土地建物をお持ちの方につきましては、この条例についてもその範囲の責務を負っていただきたいということで考えております。

それと、協議会の位置づけということでありましたので、協議会につきましても、ここに

意見を述べることができるということで上げさせていただいておりますので、協議会の中でいろんな問題が発生すれば、それに対して我々も御意見をお伺いし、それに対する対応も今後行っていきたいというふうに考えております。

それと、この条例の中で今回につきましては、それぞれの立場の責務というのを明確にさせていただいております。当然、町の責務としましては、「行うこと」という表現をさせていただいております。町民の責務、事業者の責務、土地建物等所有者の責務というところにおきましては、やはり皆様方の御協力なしには安全安心なまちづくりというのはできないというふうに考えておりますので、ただ、すべての方に、先ほどおっしゃられるように、義務的な罰則を伴うような義務というのは当然難しいかと思っておりますので、やはり皆様方にこの条例を知っていただいて、安全安心なまちづくりの御理解をいただくというところから「努める」という表現で御協力いただくという形で「努める」という表現をさせていただいております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

規則に定めるとおっしゃったんですが、きのう一般質問で、規則に何を定めるのか、条例に何を定めるかと考えられたことありますか。要するに、ほかの条例では全部この委員を何名にするよというのは決めてあるんです。今までの条例は全面改正するという条例には決めてあったんです。町民に影響を及ぼすことは条例できちっと決められている。議会を通さなきゃいけないんです。規則だったら議会を通さないでしょう。そして、町民の何人が、こう決めてあるわけですよ。これは全くおかしい。だから、きのうの議会で、条例は何を決めるんですか、規則は何を決めるんですか、町長の権限の及ばない、どういうところですかと聞いたんです。考えられていないんです。

それから、2つ目ですね。意識、確かに終わりのほうに規範と書いてあります。しかしながら、意識の問題なんです。この協議会がどう位置づけにするか。やはり皆さんの知恵をかりてということであれば、それを一番最初に来なきゃいけない。どちらかというとも最後のほうに入っていますよね。だから、町長が協働とおっしゃったなら、係長に協働の意識がないと皆さんおっしゃっていますよ。

この前、2カ月ぐらい前かな、松雪係長3名に言ったんです。協働のことを知りません。課長が伝えていないのか、町長がしていないのか。係長3名の話したとき、協働の話をしたら、知らないんです。係長が。そういうことですね。

それから、町外の人にとおっしゃったけれども、町外の人に条例の権限は及ぶんですか、法的なものとして。建物はここにあります。そこんところの法的なクリアはどうされているんですかね。町外にですね。町外の人に何かやらせるということについてですよ。今、まちづくり基本条例もそうだと。中に入ってきた人は町は管轄があるんです。町の中で行き倒れになったら、町が面倒見なきゃいけないという法律があります。属地主義ですかね。ところが、その外に住んでいる、よその地方自治体に住んでいる人に、うちの地方自治体の法律は及びますか。そこんところをちょっとお聞かせ願いたい、どうお考えなのか。いいですか。この町で入ってきて、喫茶店でたばこを吸ってはいけないという条例があれば、基山町の喫茶店ではたばこ吸ってはいけないんです。基山町の人が鳥栖市に行って吸ったって全然構わない。鳥栖市にそういう条例がなければ。それが物の考え方です。そこあたりどうお考えですか。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

基山町に土地建物をお持ちですので、その土地の所有者の方には基山町からも土地管理に関しては、例えば、雑草が生い茂っているとか、そういった場合には文書でお願いをさせていただいているんで、土地建物をお持ちということに関して管理ということで責任あるというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

全部お答えいただきませんでしたけれども、不在地主というか、建物を持っている人には、そこに今「お願い」という言葉を使われましたよね。条例なんかお願いじゃないんです。そこに何か税金というか、そういうものを出すとか、建物に対してですね。そういういろんな方策を考えなきゃいけないのに、その違いが明確に考えないで出されている。この「努める」という場合、計画とか、何かでつくる下書きのときには「努める」という用語あっても

いいけれども、条例はそうはいかないんです。法律もそうはいかない。ないことはないですけどもね。調べましたけれども。ないことはないけれども、基本的な考え方はそうです。基本的に、我々が、私はこう思うんじゃないんですよ、こう思うというのは皆さん思われているわけですから、ただ、法的に、法理論的にどうですかという質問している。それがチェックなんです。私はこう思うとは言っていません。それは担当者も思っているわけですから。なぜ思うかが大事なんです。法規則でこうなっているから、こうですよということが我々がチェックするとき、大事なことです。そのところをしっかりと考えて言ってください。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

安全なまちづくりに関するこの推進条例で、今回、全面改正する目的、提案理由で犯罪のない安心なまちづくりということですが、恐らく暴力追放の関係とか、そういうこともあって全面改正ということで理解はするんですが、ちょっと危惧しますのは、現在の安全安心なまちづくり推進委員の方ですね、18名たしかおられて、17区の代表と警察の方ですか。この条例の比較表を見ましても、目的も、その条例が取り組む内容も、飛躍的に拡大してあるわけですね。犯罪とか、暴力追放とか。そういう意味で、その条例全体で町を挙げて、安全安心をつくるという条例そのものを私は別にあれするわけじゃありませんが、今現在の安全安心なまちづくり推進協議会の委員の方が、こういう大きな役割任務に拡大すると、極端に言ったら、いう認識でおられるのか。これから説明するのもかもしれませんけれども、極端に言えば、これ暴走運動の先頭に立つ、あるいは情報収集とか、非常に危険な任務も推進委員の方に与えるのかですね。それから、未成年の高齢者とか、障害者に対する犯罪とか、事故、災害、こういうことが補導員との関係はどうなるのかとか、いろいろちょっと危惧はあって、申し上げたいのは、今現在の安全安心なまちづくりの推進委員の皆さんの受託任務を大きく拡大することになりませんか。そういうつもりで安全安心なまちづくりの推進委員になった方だろうかという気持ちも危惧します。

そういう意味で、この条例施行によって、どの程度、安全安心なまちづくりの推進委員の方に大きな負荷がかかるのか。負荷がかかるのであれば、人選とか、待遇とか、全面的に変

えにゃいかんというふうに考えておりますけれども、その辺の考えについて1点。

それから、この条例案は、例えば、事前に安全安心なまちづくり推進委員の方の意見とか、あるいは少し聴取しているとか、そういう実例はあるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

まず、1点目の御質問ですけれども、委員さん方に新たな負担ということは考えておりませんが、やはりまずは、この条例を出して、皆さん方に基山町が安全安心なまちづくりを一体となって行っていくということを意思表示をまずさせていただくということでの全面改正を考えさせていただいて、特に行政側で暴力団等のことについての新たに入れさせていただいております。

そして、この協議会の中では、いろんな情報提供をさらに出していただくと、地域に根ざした活動をしていただいておりますので、その地域の中でのいろんな情報を提供いただいて、問題があれば、その中で提案していただいて、今後の施策、あるいは事前の防止ということで考えております。

委員さん方には特段この関係ではお諮りはしておりません。

以上でございます。（「聞いていないということですね」と呼ぶ者あり）はい。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

それで本当に大丈夫かなという気がいたします。今までの安全安心なまちづくりの皆さんの活動、街灯切れとか、放置自転車の撤去とか、違法看板の撤去とか、若干のパトロールとか、基本的にはそういう任務で動いておる。私は地元の人で動くんだったら、全部それ。それでは犯罪の防止とか、それから、暴力団の情報提供とか、そういうものの任務を今意識してやられておるのかなと。今回の条例でいきますと、そういう問題に対する情報提供といろんな提案をすることができると、述べることができるということでありますから、この件にあって、現場の本当にボランティアに近い方でやられている人の任務が、私はとにかく危惧しておるのは、非常に危険な任務になりませんか。それだけをよく見きわめていただいて、例えば、これで夜間パトロールもせにゃいかんとかというような状態にならんとお思いますけ

れども、本当にこのボランティアで、朝、夜中に防犯灯が切れていないかとか見に行ったりしている人の本当のボランティアの活動ですわね、ボランティアに近い。そういう人たちにもっとちょっと過酷な任務が入ってくるんじゃないかということをやっと危惧しておるんですが、その件についてどうお考えですか。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

確かに危険な任務ということでは考えておりませんので、今、議員おっしゃったような、やはり身近な情報を事前に行政側に出していただくということで、未然に防止するということを含めて活動を、やはり今回こういう形で上げさせていただいておりますので、この内容も十分説明させていただいて、そういった関連の情報提供、意見交換等を、また、協議会の中で警察のほうも入っていただいておりますので、この方と意見交換をしながら、事前の情報収集ということも考えていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

ぜひ、以前、たしか町長が安全なまちづくり推進協議会の会長されとったわけで、ぜひ現場の人の、実際にそういうことに携わっている方々の意見も踏まえて、気持ちも含めて、重々そういう問題も含めて、きちっと実践に当たってはやっていただきますように、重ねて要望しておきます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

質問が重なる部分もございますけれども、1点ほどお尋ねいたします。

改正前の条文に比べてみますと、いわゆる「努める」という表現から「責務」という表現に全部変わっていますよね。「努める」から「責務」に変われば、責任も出てくるのではないかというふうな感じをします。ちょっと強い表現なのかなと、「努める」よりかですね。そのように変えたのは、なぜ変えられたのか、どういう理由なのかですね。暴力団関係の問

題を未然に防止するとか、そういう部分が近年出てきておりますので、そういうのをねらった、防止するために、町民の方々にもぜひ協力して、責任を持ってと、責任を持ってという表現がいいか、悪いか知りませんが、安全安心なまちづくりに協力してもらおうという、いわゆる暴力団との関係がこういう強い、私に言わせれば、強い表現に変えたのかなというふうな感じも受けるわけですが、それについてもう一度説明ください。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

議員のおっしゃいましたように、やはりこの安全安心なまちづくりのためには、行政側だけではなかなか届かないところがございますので、日ごろから自分の地域は自分が守るといような意識をお持ちいただきながら、その中でどうしても難しい問題が出たときにはやはり行政と警察、いろんな関係機関と協力しながら、安全なまちづくりを進めるということも含めまして、今回さらに町民の皆さん、あるいは事業者の皆さん、土地所有の皆さん方により一層この安全な町に対する意識を持っていただくという意味を含めまして、「責務」という表現をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

その背景には、近年、どこでもですけども、一般的に安全安心が担保されないという社会になってきているということではありませんけれども、私が聞いたかったのは、そういう一般的なことじゃなくて、具体的にこれを変えようと、「努める」からもう少し「責務」という形に変えたほうが基山町にとって安全安心なまちづくりが生まれるのではないかという判断したのは、そういう一般的なことじゃなくて、なぜなのかということなんです。さっき言ったけれども、暴力団という部分の想定された上でのことが入っているのかどうかということ、それをもう一回お聞かせください。

それと、もう1つは、後藤議員からも出たんですが、「責務」という強い、一歩進んだ、町民の方にも責任持って、安全安心な明るい基山町をつくしましょうやと、それはそれでわかりもするんですが、後藤議員から出たように、今、自主的にボランティアでやられている

部分が、ある意味では、もう強制になってくると。するとは当然なんだというような形になりはしないのかという部分もちょっと心配するんですよね。やはり町民の方のそういう自主的な部分が大きな力を発揮していくと思うんですよね。だから、例えば、ああいう暴力団の追放の決起集会に、当然参加せにゃいかんというふうな、自主的に参加をしていくと、そういう意識が本当に安全安心なまちづくりをつくっていくと私思うんですけれども、何かそういうふうな強制があったような形にならないのかなというちょっと危惧を持っているわけですけれども、その2点についてお尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

まず、1点目ですけれども、具体的事例はということですが、御存じのように、近隣のみやき町、あるいは鳥栖市の付近で、住所の問題等ございましたけれども、そういった部分も含めまして、この基山町の地域性といいますか、県境に位置する、犯罪等があった場合には、なかなか県境の壁というのやはり当然ございますので、そういった部分、あるいは事務所の設置問題ということで、基山町についてもそういった可能性というの当然出てくることはあるかとは思っておりますので、そういった面も含めて、やはり町民の皆さん方にこういった安全安心な町というのをやはりより一層意識を持っていただくということでの今回の提案ということで考えております。

それと、協議会につきましては、やはり協議会の中で皆さん方でいろいろ具体的な活動内容等につきましても御議論いただいて、その中で活動していただいております。ただ、行政側としても、今回、これをぜひという形ではなく、こういうことについてのお願いという形でさせていただいておりますので、ただ、今の委員さんたちにはかなり積極的にいろんな面について活動していただいておりますので、逆に言えば、少しとめるようなというか、制止というか、そういったこともあるんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

係長、ボランティア的、自主的なものが強制的になりはせんだろうかということを危惧しておりますが。生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

強制的というか、やはり委員として委嘱をさせていただいておりますので、その中での活動というのは当然やっていただくような形になりますが、危険な活動だったりとか、そういった部分についてはやはり当然行政側としても協議をしながら活動をしていただくという形になるかと思っておりますので、その点は十分委員さん方と協議の上に活動内容についての決定をしていきたいというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

松石議員、3回目です。

10番（松石信男君）

私はちょっと了解しとったんですが、今、ちょっと違うかなと思ったんですが。責務が町の責務と町民の責務と事業者の責務とあるんですよね。以前は「努め」だったんですよ、それぞれ。「責務」に変わったわけですね。だから、特に町民の責務に関して、今、中身を繰り返して申しわけないんですが、本当ボランティアの精神で、本当熱心にやっていただいていると。非常に私は本当、それが未然の犯罪の防止につながっていると、これは実際そうなっていると思います。ところが、何かそれが、何かそういうようなことが、自分は自主的に自分たちがやっていることが何か強制されたような形になりはしないのかというふうな質問なんですが、さっきのあれでは、私の受けとめ方としては、いや、もうお願いという形でやっていただくというふうに私ちょっと受けとめたんですが、再度、ちょっとその辺の私の疑問というか、答弁ください。

議長（酒井恵明君）

松石議員、もう少し簡明な質問をしてください。わかりやすく。申しわけございません。

松石議員。

10番（松石信男君）

ちょっとわかりづらいということですが、いわゆる「責務」ということに変えた中で、いわゆる「努め」から「責務」に変わったということで、今、地域でそういうふうに自主的にやられていますよね。自主的に。これ自主的な部分でしょう。（「まちづくり推進委員が自主的にしよるという意味」と呼ぶ者あり）いやいや、町民の方が。町民の方が自主的にやられていますよね、いろいろ。腕章つけたりなんやかんやしてやられていますよ。これが、いわゆるそういう部分が半ば強制的な部分に、「責務」ですよという形で、強制的な部分になりはしないのかという、そういうちょっと一抹の不安といいますかね、そうなのは本当の

あれにはつながらないと。もっとみずから犯罪をなくしていこうということになる必要があるんじゃないかというふうなことです、うがった考えかもしれませんが、答弁ください。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

先ほど私は協議会のことの行動が責務かというふうなことでちょっと私理解していましたので、町民の方の責務として、今、自主的に活動していらっしゃることにに対する回答ということです。それにつきましては、町としても大変ありがたいことで、自主的にそれぞれ登下校時に立っていただいている方、本当にありがたいことだと思っております。それにつきましても、それはあくまでも自主的にしていらっしゃることで、それにつきましては、町としてもいろんな今後につきましても強制するものではございませんので、それにつきましては、逆にそういう活動がさらに広まれば、町としても大変ありがたいことだと、そういうふうにご考えております。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますね。重松議員、お待たせしました。

2番（重松一徳君）

大きく基山町安全な町づくりに関する条例から全面改定して、今回、推進条例と変わったわけですが、現在、安全なまちづくり推進委員、18名の方、7区にもいらっしゃるんですけども、献身的に回っていただいて、運営委員会にも当然参加していただいて、その中でいろんな報告も、放棄自動車の関係から、夜間パトロール、電球切れから、報告をされていらっしやいます。今回、改正する中で、現在、横滑りして、新たに今度の推進条例のこの協議会の委員になられるのかどうかははっきりわからない中で、今回、10月1日からもう施行すると。これ可決するのは29日ですよ。最終日と。何日もなくて、すぐもうこれ施行するというふうな扱いで、この推進協議会の委員含めて、意思統一ができるのかという部分が大変私は心配するし、先ほども質問では、この委員の意見を聞いていないと言われることで、本当に移行できるのかなど。簡単に考えられて、いや、中身的には大したこと変わらないんですよというふうな言い方もちょっとされているみたいな気がするんですよ。しかし、先ほどから言われましたいろんな部分で、この責務という問題もあろうかとも思いますけれ

ども、この犯罪のない安全な安心など、この抽象的な表現されていますけれども、例えば、具体的問題が発生した場合に、例えば、先ほど言われました暴力団問題、また、近年、暴走族の問題とかありますし、いろんな悪質な犯罪もありますし、そういうところまで対応できるのかという問題もある中で、これ10月1日に施行していいのかなと。もう少し、これちょっと、これこそ本当、推進委員の意見も聞く中では、時間を置いたほうがいいのではないかなと思いますけれども、この辺どのような考えで10月1日にもうすぐできますよという形でこれ決められているんですか。ちょっと質問します。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

協議会につきましては、議員御指摘のとおり、内容的にはほとんど任務につきましては同じような内容でございますので、可能かなというふうに考えております。

ただ、先ほどおっしゃったように、あくまでこの条例につきましては基山町として安全安心なまちづくりを町と住民の方一体となつてつくると意思表示と、この条例をつくることによって内外に発することができるというふうに考えておりますので、当然、具体的な事例が起これば、関係機関と協議をしながら、その具体的な事例の対応に努めていくということで条例の中身を上げさせていただいておりますので、そういった意味でこの条例を早急に出すことによって安全で安心なまちづくりが進められるというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私はこの44号議案の推進条例に反対しているわけじゃないんですよ。大変、私は今から先は必要な部分が出ているんだろうと思うんですね。ただ、移行期間も設ける中で、今の現在されている推進委員の意見も聞かなければならないと思うんですね。そういう中でしないと、これいきなり10月1日からぽんと変わりましたよと、推進委員、こう変わりましたから、お願いしますよというのは、余りにもちょっと無謀過ぎはしないかと。だから、もう少しこれ2カ月ぐらいおくらせても、別に今現在、全く条例がないわけじゃなくて、今きちっとしたまちづくりに関する条例があって、その中で活動されているわけですから、別に10月1日にこだわらずに、もう少し、例えば、来年1月1日からでもいいと思うんですね。そして、2カ

月間十分話をする中で、この移行についてもいろんな意見を聞かれれば、別に問題ないと思うんですね。だから、この辺はどうなんだろうかと質問しているんですけども。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

先ほど申し上げましたように、委員さん方につきましては、内容的には大きく変わりませんし、今回、新たに付加した部分も出てきます。ただ、それぞれの責務を明確にさせていただいていることによって、それを皆さん方に表明するというのはやはり大事なことであり、というふうに考えておりますので、こういう形で制定をさせていただきたいというふうに考えます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

あれですけども、大きく変わっていないことはないでしょう。これだけ変わっているんですから。変わっていますよね。変わっているから、いろんな今意見が出ていると思うんですよ。（発言する者あり）だから、どうも今の答弁は、いや、そんなには大きく変わっていないし、ちょっと言葉の表現の違いだから、10月1日でも、結局、可決してから3日後にはもうこれ施行するんですよね。別にそんなに問題ないし、委員もその辺は了解しているものと思っておりますよというふうな答弁でされていると思うんですよ。しかし、やっぱり中身を見れば、変わっている部分もありますから、それからで私はいいと思う。先ほどから何回も言いますが、今、実際活動されている委員の意見を聞くべきなんだと思いますね。そして、これ特に犯罪に関することでしたら、警察の意見も聞かなければならないとか、いろんな部分も出てくると思うんですけども、あえて10月1日にこだわらなくて、これできればもう来年の1月1日からぐらいにしてもらって、2カ月間ぐらいはこれ討論もする中でしていけば、よりよいものができるのではないのかなと思っております。ちょっと、いや必ず10月1日からしますよと言われれば、あれでしょうけれども、この辺は少し提案のちょっとこれ変えていただいて、できたらこの附則の施行日を来年の1月1日ぐらいにさせていただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

充実するために、施行期間をここに10月1日と書いてあるでしょう、これを延ばしたらということ。(発言する者あり)総務課長、その辺、答弁お願いします。総務課長。

総務課長(大石 実君)

ちょっとその後で協議を、内部でも検討をさせていただきたいと思います。(発言する者あり)

議長(酒井恵明君)

答弁調整も含めて、1時まで休憩いたします。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時 再開～

議長(酒井恵明君)

休憩中の会議を再開し、第44号議案の重松議員の質問に対して答弁求めます。町長。

町長(小森純一君)

44号議案の委員にも説明をせずに10月1日から施行ということはいかかなものかと、余りにも急ぎ過ぎじゃないかというようなことの御指摘でございます。確かに委員さん方には了解を得ていないということで、これはもう私どもの手落ちでございます。しかし、実は18日に定例会が予定されておりまして、その折に説明、そして、了解を得たいということで、今、計画をいたしておるところでございます。したがって、ひとつ10月1日施行ということで議員さん方の御理解もよろしくお願いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

重松議員、よろしゅうございますね。(「いいですか、発言させてもらって」と呼ぶ者あり)済みません、3回終わってしまいました。原議員。

11番(原 三夫君)

今回のこのまちづくり条例ですけれども、基山町安全まちづくり。全面改正をされておるようでございます。そこで、せっかくのいい条例ができているように私も思っております。それで、もう少しやはり改正をされたということであれば、実効性を伴った、伴えるような実効性に沿ったやり方をもう少し考えていただいたほうがよかったんじゃないかなと思っておりますので、幾つかその中で私の思いを述べさせていただきたいと思います。

まず、第1条の目的の中に、「この条例は、町、町民、事業者及び土地建物所有者の責務

を」ということですが、それに関して、この用語の定義のところの第2条に、「町民」という用語の定義の中で、「町内に居住する個人」、要するに住所を置いているという方ですね、基山町民、基山町の中に住所を持っている方、住民票ある方、それと、「町内の事業所に勤務する個人」ですね。「町内の事業所に勤務する個人及び町内の学校に在学する個人をいう」と。町民でない、住民票がない方を企業とか、学校に勤めてある、基山町内の事業所、学校の中にいる個人も町民とみなすと。それはなるほどみんなでのこの防犯のまちづくりを、安心安全なまちづくりをつくっていこうという意味では、それはなるほどなと思います。

それで、その次に、それと関連しながら、第3条の中では、第3条の第1項の中では、「安全活動に取り組む団体の育成に関すること」ですね。団体に関する育成ですね、ここでは。それと、今の事業所の問題と学校の問題ですね。ここでは大枠の団体として取り扱っているのかなと。

それと、第5条の第2項ですね。「事業者は、その従業員等が安全で安心なまちづくりの推進のために必要な知識及び技術を習得できるよう努めるものとする」と。

この幾つかの関連性を見ますと、ちょっとこれは少しどうなのかなと、整合性に欠けているんじゃないかなと私はそういうふうに理解しておるわけです。

それで、もちろん町内に住所がある方は町民の個人としてももちろんこれは妥当です。その中でも、今、関連性のところにある条項の中で指摘したように、基山町にある事業所、会社、その中の個人に、じゃ、どうやってこのいろんな資料、情報提供とか、いろんな協力を求めていくのか。学校も同じですよ、学校の中の生徒、それと、企業の中の個人にどうやって、じゃ、この協力、支援を求めていこうとされるのかですね。私は当然これはここにありますように、第5条の第2項にありますように、必要な知識及び技術を習得できると、努めると、技術に。やはりこれは企業と学校そのものが私は対象であって、その中の個人については私は町民とするのはどうなのかという考えを持っております。その辺についてのお考えはどういうふうに思われて、こういうふうになったのか、町民と位置づけたところですね。それちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

おっしゃるように、個人の方を町民という定義に置かせていただいて、事業者というのは大きな団体としてのとらえ方をさせていただいています。すべてこの条例を推進する、安全で安心なまちづくりをするためには、個人の活動なり、意識が当然必要になってまいりますので、そういう意味できちっと定義づけをさせていただいているところです。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

もう一度的確な質問を。原議員。

11番（原 三夫君）

はい、的確に申します。町内の事業所とか、学校の中の個人、それも町民とみなすということですね、定義ではですね。そのことと、この第3条の(1)のところの、ここには団体に直接かかわっておるわけですね。それと、第5条の第2項も、必要な知識及び技術を習得できるよう努めるものとする。これは事業者がですよ。だから、対象は事業者になっているわけですよ。対象は。だから、それはいいわけですね。行政として、そういう事業所、学校。それで、その中の個人の場合はどういうふうになるのかと。私は事業所の代表者とか。事業者というのは、じゃ、だれを指しているのか。事業者というのは代表者を指すんでしょう。1人を。事業者と個人と分けてありますから、事業所とその中に働く個人、学校法人とその中に働く職員とか、生徒とかありますね、その区別が私はどうもあいまいじゃないかと。だから、私は個人じゃなくして、事業者そのものに対する条例でいいんじゃないかと。わかりますかね。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

ここでは事業者というのは組織として取り組んでいただくという形での事業所という位置づけ。そこに働かれる方もそれぞれ個人として、基山町で勤務をされる個人としてこの条例に基づくそれぞれの活動なり、意識を持っていただいて、安全安心なまちづくりに取り組んでいただく。個人として取り組んでいただくのは基山町にお住みの方、あるいは学校に来られている方、事業所へお勤めの方を個人として、そういう意識を持って、この安全安心なまちづくりに取り組んでいただく。事業者というのは組織して、会社の1つの法人なり、組織として、こういう安全な安心のための組織での取り組みに取り組んでいただく。そのために

は従業員の方へのいろんな配慮を持って、こういった研修とか、知識の習得のためのいろんな取り組みを本来の事業活動にプラスして行っていただくということで区分けをさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

私は、この町内事業所の中の個人とか、学校の中の在学生とか、そういう方については私は町民とみなすということじゃなくて、別の表現方法がいいんじゃないかと。例えば、協力者とか、そういうふうなね。普通一般的に考えます町民というのは、基山に住民票があって、いろんな権利があると、法的に。それと、これとはちょっと次元が違うかわかりませんが、普通の一般的な定義というのは、町民というのは基山町に住所を置く人とか、そういう問題ですよ。住民というのは。（発言する者あり）住民は。ここで私は町民の中で、何かそこにきが何か紛らわしく考えられはせんかなと思うんですよ。それで、ここの使い分けとして、私は協力者というふうな用語を使われたほうがいいかなと、私は思っておりますけれども、どうでしょうか。私の意見でございますので、あなたたちの意見述べてください、もう一回。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

それじゃ、私のほうから、お答えになるかどうかわかりませんが。実はこれはまちづくり条例の中でも、町民と住民の使い分けというようなことで大分議論が作業部会の中でございました。その中では、いわゆる町民というのは、広く町にかかわる、もう勤めてある方、あるいは学校通学者と、こういう人たちも入れた、含んだところの町民だと。そして、その中でも住民というのは、やはりきょうここに本当に居住して、そして、納税もして、選挙権もあってというような、それは子供たちにはございませんけれども、そういうふうな限定の仕方をたしかまちづくり条例の中ではやっておるはずでございます。

そういうところからしますと、ここにおいても、いわゆる町民という使い方をしておりますけれども、これはやっぱり通勤者、通学者も含めたところの個人だというようなこと、それから、ここの次に出てまいります事業者の責務ということは、これはやっぱりそういう事

業者がそういう勤めとかに見えている方の指導、育成も図るといような、そういう使い分けをしておると私はそう思っておりますので、その辺で御理解がいただければというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

原議員。（発言する者あり）今、2回でもう1回あるんですけれども（発言する者あり）、いいですね。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

基本的な簡単なことですがけれども、基山町安全な町づくり条例を全面改正して、基山町安全安心まちづくり推進条例と、非常に安心と推進が入っているわけですね。それを改正する。いろんな県警なり、いろんな指導とか、そういうのもあったと思いますけれども、ここでちょっと第7条に協議会というのがありますよね。この協議会は基山町安全な町づくり推進協議会になっているんですよね。題名は基山町安全安心まちづくり推進協議会というふうな題名が、安心と推進が入っているんですよね。この第3条の町の責務のところの第2項にも、第7条に規定する基山町安全な町づくり推進協議会となっていますよね。

この第7条に安全を入れなくて、条例名と違う、入れていないのは何かあるんですか。私はここは安全安心なまちづくり推進協議会というふうに設置を、題名と同じ設置を、推進協議会の題名はすべきと思いますけれども、何か。

議長（酒井恵明君）

この違いですね。生活環境係長。

生活環境係長（内山十郎君）

これまでも委員さん方には活動をしていただいておりますし、基本的にはこれまでの活動にプラスして、また、より一層お願いをしたいということでもありますけれども、そういった継続性の意味を含めて、名前のほうは同じような意味を含めて、同じ名前にさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そうだろうと思いますよね。しかし、題名というのは非常に重要なんですよ。基山町安全安心まちづくり推進協議会というのは。題名は基山町安全安心まちづくり推進協議会になっ

て、この町づくり推進委員というのはこの第7条に基づいて、条例に基づいて活動される方ですよね。その方の委員の名前が、条例としての表題は安全安心まちづくり推進協議会というのをあえて条例の題名から外して、安心と推進が消えているわけですよね。当然、整合性から見ると、条例の題名と推進委員の実際の活動の根拠である条例の違う題名の委員になっているわけですね。私は、ここ、安全安心まちづくり推進協議会委員と統一を図るべきじゃないかということをお願いします。（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

係長、質問はわかる。

今の質問に対して総務課長の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件に関しましては、次回の定例議会のほうでまた議案を出させていただきたいと思えます。そのときには、非常勤特別職の提案もさせていただきたいと思っています。

以上でございます。（「じゃ、撤回するということ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

いや、このまま行かせていただいて、次回の12月の定例議会でまた再度議案として出させていただきますと思っています。検討しましてですね。出させていただきたいと思えます。

（発言する者あり）

議長（酒井恵明君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

～午後1時25分 休憩～

～午後1時35分 再開～

議長（酒井恵明君）

答弁調整のため暫時休憩いたしておりましたが、答弁を求めます。

その前に、総務課長より。総務課長。

総務課長（大石 実君）

お手間をとらせましてどうも済みませんでした。

私が発言しました12月定例会に提案するというのを撤回させていただきます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

答弁調整のために時間をとりまして、まことに申しわけございません。

先ほどお尋ねの第7条でございますが、基山町安全な町づくり推進協議会、これを変えるべきじゃないかということでございますが、私どもとしましては、今までの安全な町づくり推進協議会ということで継続性を持たせるために、ここはそのままさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、よろしゅうございますね。

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

私、条例等で義務を課した場合には、その責任も負わなきゃいかんですよね。例えば、今、町で学童なんかを安全に送っているんですけども、そのときに問題になっているのは、委員にどういう権限があるのかという話なんですね。それと同じように、これで町民に安全安心の町づくりを進めなさい、努めなさいと書いてありますね。それで、努めていて事故が起こった場合の補償問題が起こったときには受けて立たれるだけのものがあるんですよね。要するに、ミニマムでやっぱり考えなきゃいけない、条例とか法律をつくるときはですね。そういうふうに訴訟が起こることまで考えてあるのかどうか。

それと、法令審査会ですね、同僚議員から参議院のが出ていましたけど、法令審査局は用語の統一性があるか、ほかの法律と全然関係がないか、この調整が全部とれているか審査するんですよ。それが全然されていないですよ。そこあたり答弁要りませんけれども、今、補償の件は、ぜひそこまでお考えになって努めるということを出されたかどうか、義務を課したのかどうか。町民に義務を課しているわけですよ、努めなさいと。そして、私、努めたけど、ちょっと通る車にはねられましたというときには、これは訴訟問題になりますね。そこまで考えてあるのか教えていただきたい。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまのお尋ねをちょっと確認させていただきたいのは、町の安全な町づくり推進委員さんが活動中の問題でしょうか。それとも地元で自主的にしてある方の、その方が事故に遭われたときの問題か。その点をちょっともう一度教えていただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

本来ならば片山議員はもう質問回数が 特別に許可します。片山議員。

5番（片山一儀君）

町民に責務を負わすわけです。だから、町民ということです。委員には保険かけているから、町民に責任を負わせているわけですよ。努めなさいと義務を課したわけです。ですから、その努めていたということで、今度は町に責任を求められるわけですね、補償を求められます。そういうことを言っているんです。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまのは第4条の町民の責務ということでお尋ねだと思いますが、私どもは町民に対してそこまで安全の指導なり、そこを義務づけというのはしていないと思っております。

（「町の責務よ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

町民の方が自主的にされると、この場合には町が総合賠償保険というのを掛けておりますけれども、その対象にはならないというように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。池田議員。

13番（池田 実君）

所管事項なので簡単にちょっと申し上げたいと思います。

私は、6月議会で、みやき町の暴力団の問題に関しまして、暴力団排除追放条例の制定をお願い申し上げました。それに関連してと思うんですが、早速こういった形で条例改正をしていただきまして、まずお礼を申し上げたいというふうに思います。

それから、内容でございますけれども、これはみやき町に先例がございますので、その先例を踏襲されたということじゃないかと思うんですが、町の責務とか町民の責務、事業者の

責務、土地建物等所有者の責務というのがございますけれども、これはみやき町の条例がそっくりそのまま入っているというふうに私は思っていますけれども、基山町として独自に特色を出された部分があれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

基山町の場合は、先ほど第7条で話ございましたように、基山町の場合は安全な町づくり推進協議会という、こういう連絡機関を設けております。ところが、先ほどのみやき町については、これはございません。そういうことでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

池田議員、よろしゅうございますか。

品川議員。

6番（品川義則君）

町づくり推進協議会ですね、これはこの条例によってできた、また、この条例に沿って活動が行われると思うんですけれども、前回の条例と違って、暴力団、それから犯罪という非常に重い言葉が入っております。先ほど来からの答弁では、全く従前と変わらない活動をしていただきますという答弁がありましたけれども、非常に大きな差が出てくるんじゃないかと思っております。今委員をしていただいている方は、従前の条例に沿ってされている、またお願いをされて受けられていると思います。先ほどの町長の答弁で、今度連絡会があるので、そこで説明をしてということをおっしゃってありますが、できればこの条例を出す前に、やはり関係機関、関係者に説明をして、こういう条例が出ますけどという説明があるのと同時に、任期というものがありますので、任期までこの施行を待つのも一つの案ではないかと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

それから、土地建物等所有者の責務というところがございますが、この中に安全を守るための責務が出てくると思います。土地を持っていらっしゃって、草が生い茂る、また危険な箇所となった場合、その土地の所有者に注意なり要望なりはされると思うんですけれども、その前に、この条例を制定された後に周知徹底をしなければならぬと思うんですよね。基山でこういう条例をつくりましたからと、全く遠い福岡とか東京とかいらっしゃる方にいき

なりこれを持っていかれるのか、そういうことの周知を広報とかインターネットのみでされるのか、それ以外の方法で条例の周知をされるのか、町外の方にもされるとなると相当の労力が要ると思いますけれども、これだけの厳しい条例を、責務を明らかにするとまでの条文がありますから、町のほうの対応もそれなりの対応が求められていると思いますけど、いかがでしょうか。この2点についてお願いします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

まず、この内容が暴力団を排除するというか、それを特に挿入しておるわけですが、現在あります安全な町づくり推進協議会の委員さんに特別に負担を与えるということは考えておりませんけれども、こういう条例を制定しますということで、先ほど町長の答弁もありましたように、次回の委員会に十分説明はさせていただきたいと思います。

それからもう1点の、草が生い茂っているとか、土地の所有者に対しての周知でございますが、これにつきましては現在のところ、環境美化の立場で町のほうから依頼を出しております。そういうことで、この条例を施行するに当たって土地の所有者に改めて個別の通知は考えておりません。先ほど出ておりましたように、基山の広報、それからホームページ等で周知をしていきたいと。そういうことで、とにかく基山町民がこれを機会に今まで以上の注意を払って情報を共有するということで、安全安心な町づくりに努めていきたいというように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

品川議員。

6番（品川義則君）

土地建物と、その協議会についてはわかりましたけれども、事業者の責務という文章もございませぬ。事業所内広報ですね、これは広報等は行っていない事業所が多数ございませぬ。ホームページだけではなかなか、基山町のホームページを開いて、その条項を見つけてということではなかなか周知徹底はできないと思っております。ただ、事業所まで、こういった方々の協力を大きく仰がなければいけない条例だと思っておりますので、その周知徹底を特別に今回はお願いをしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

ただいまの件ですね、事業者に対する周知ということでございます。これについては、私どもも協力ということで周知をさせていただきたいと思います。当然、県のほうでもつくっておりますように、事業者の責務というのが出てきております。基山町としてもできるだけ皆さんの協力をいただくためにも周知をしていきたいと思います。

以上です。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

今この要綱の中の第3条に、町の責務とうたっておりますね。これは、特に今回は暴力団等に関する町民の不安を少しでも削除すると同時に、現在、安全な町づくり推進委員さんですか、第一線で活動している人たちの極端に言えば身の安全とか、そういうものに関して町の責務の中に入れておかなくていいんですか。さっき何か、保険の何のとちょっと聞いたけれども、町の大きな責務ではないんですか。そういうのはどこでうたっているんですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

改めてここに掲げる必要はないと思いますが、強いて言いますならば、第3条の第1項第5号だと思っています。しかし、安全な町づくり推進委員さんに新たな活動というか、負担をかけないというように考えておりますし、町の安全な町づくり推進活動ということで、その場合の救済措置ですね、何かございましたら救済措置としましては町が掛けております総合賠償保険で対応していきたいというように思っております。（268ページで訂正）

以上です。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

ということは、公務災害で対応するということですか。違うんでしょう。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

失礼いたしました。先ほど総合賠償保険と申し上げましたけれども、訂正させていただきます。申しわけございません。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第44号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第45号議案

議長（酒井恵明君）

日程第5．第45号議案 基山町国土利用計画審議会条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

重松議員。

2番（重松一徳君）

私もこれはよく知らなかったわけですが、今回の理由が二元代表制の目的と趣旨を考慮してということで、委員に入っていた町会議員3名を今回減らすというふうな提案理由ですが、それ以外に、この国土利用計画審議会というのが現在審議会として機能しているのかと。私も今、議員のだれがこれに入っているのかも知りませんし、この審議会そのものが機能していなかったのではないかなど。しかし、今後これを機能させるというのがまずあるんじゃないのかなというふうにも思っております。

それから、今、この国土利用計画に基づいてアンケートをとられていると思うんですね。18歳以上の男女、基山町内1,000名を対象に。今それがされているんだろうと思いますけれども、これと絡めてというわけじゃないんですけれども、今から先、この国土利用計画の審議会を機能させるといいますか、また再開してやるという中で、この二元代表制も今回考慮して条例改正をというふうなとらえ方を私はしているんですけれども、この辺については少

し説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

この国土利用計画法は上位法もありまして、まず県の国土利用計画法を策定しまして、それに付随するような形で町も行うということで、平成19年から行うようにしておったのがちょっとずれ込んできたということで、これは今回で第3次の国土利用計画法の作成になりますので、時限的なもので、その都度国土利用計画を作成するときに委員さん方を選出して、今回に限りましては第3次国土利用計画に基づいた内容を町のほうより諮問したことに答申いただくような形になります。（「今アンケートとられているんでしょう、その関係」と呼ぶ者あり）

今アンケートの件につきましては、よそのほうに委託しております内容で今議員のほうに御指摘いただきました、抽出で18歳以上の方に、土地の利用に関するアンケートを出させていただいて、今後どういうふうはこの土地の利用を個人として考えられるかというような項目の内容を上げております。それを分析した内容が第3次の中に盛り込んでいかれると思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今から先、この第3次の審議会に計画していくということですが、これは国がせるということですか、それともこれは基山町で今からやっていくということですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

これは大体基山町の計画自体は総合計画、それから、国土利用計画等の上位法に基づいて町づくりをしていかなければならないという規定がありますので、当然、町のほうで行います国土利用計画も県の国土利用計画にはマッチしておかなければならない。これは5年ごとに見直すというような計画の策定になっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

5年ごとに見直すということで、人口だったり、産業とか、いろんな部分を調査されて、これが反映されるんだと思いますけれども、土地計画審議会にもこれは影響してくる中身でもありますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

うちとしては、平成18年度に総合計画、それからマスタープランの見直しを行った時点で、これも同時に基礎調査等もありますので、その部分も含んで同時にやりたかったんですけども、先ほど言いましたように、上位の県のほうの国土利用計画が策定されなかったということで伸び伸びになりまして、現時点になっております。

今、総合計画の中で都市計画のマスタープラン等も含んだところでありますので、その内容が都市計画審議会のほうの意見を聞くということはないと思いますけれども、土地の活用ですので、現在都市計画法で整備されております用途地域、それから市街化区域等がもし拡充するというような意見があれば、やっぱりそれはこの国土利用計画法の中でもある程度将来見込みはこういうところはこういう見込みを持って計画をしていきたいという上位法がない限り、都市計画での変更等は余り認められないと思っています。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

今回、議会から町長に申し入れがあって変更になったと思うんですが、ただ、13名だったのがぼんと10名になっただけですよね。もともと3名というのは要らなかったんじゃないのかなと。要するに、何をするかじゃなくて、何のためにするかというのがないんですね。このところはどうなっているのかお伺いしたいのが1点。

2つ目は、学識経験者というのはいろんなところで条例に使われるんですが、この学識経験者の基準というのが町にあるのかどうか、これをお尋ねしたい。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

今回、13名を二元代表制の関係で3名減という形で上程させていただいております。これにつきましては、1次、2次までは町議会のほうより3名選出させていただき、町議会の立場という形で御意見をいただいております。それで、今回、二元代表制で、そういう審議の中に議員が入られるのは不適切であるということで、今回3名の減ということで、今回、審議会で議員としての意見をいただいております3名については、議会のほうで御審議をいただくという観点から3名を減員とさせていただいております。

それから、学識経験者というものにつきましては、その道にたけた知識者ということで考えておまして、今回は大学の教授、それから、先ほど質問等もあっておりました県の町づくり推進等の都市計画の関係が及ぶ県の機関、それから、国土利用計画法の上位法を定めてあります県のほうから土地対策課の専門のほうの3名を考えております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

ありがとうございました。条例をつくられるときにやっぱり必要性とか、3名要ったんでしょうかという、なぜ3名なのかというのがひとつ、これからよくお考えいただきたい。ただ何となくという気がする、あいまいもことしたのを感じるんです。

それから、学識経験者については非常に明確なお答えをいただいたんですが、例えば、学識経験者、農業委員について議会から3名推選することになっています。これも基準が非常に不明確だと思うんです。ほかの今のいろんなところでやっぱり一つのルールというか、見識を町として持ってもらって統一をしていただきたいとお願いをして質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第45号議案に対する質疑を終わります。

先ほどちょっと申し上げました農林環境課長が自席におつきですので、2人の生活環境係長と農林係長のお二人、退席をお願いします。

〔生活環境係長、農林係長退場〕

ここで2時15分まで休憩いたします。

～午後2時3分 休憩～

～午後2時15分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開しますが、ここで双方、議員の方、執行部の方をお願いを申し上げます。

的確でわかりやすい質疑をお願いし、答弁はその質疑に対して的確な答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

では、早速、開議します。

日程第6 第46号議案

議長（酒井恵明君）

日程第6 第46号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

烏飼議員。

4番（烏飼勝美君）

的確な質問をさせていただきたいと思います。

この非常勤特別職にあります地域公共交通会議委員の会議の職務権限なり、その概要についてお尋ねいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

資料の16ページと17ページに基山町地域公共交通会議設置要綱案をつけておりますが、まず、この設置でございますけれども、ここに書いておりますように、「地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。」ということでございます。一応、あくまでもこの交通会議では第2条に載せております事項を協議していただくというものでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

そのとおりで、具体的にはほとんどわかりませんが、結局、基山町の地域公共交通会議を開催して、いろんな意見とかを出して、基山町の公共交通の進歩といいますか、発展のためにするということだと思えますけど、この会議の法的な性格ですね、この交通会議というのは私が考えるところによると、これは町長に対する諮問でも答申でもないわけですね。私は、これは完全な町長の私的諮問機関と思います。

地方自治法202条3項に定めます、市町村に附属機関を置くことができるとありますよね。附属機関を置いて、そういう審議会を開催した場合は、203条において報酬を支払わなければならないと規定がありますよね。私は、この交通会議は諮問機関ではなくて、意見を聞く町長の私的諮問機関に位置づけをされるんじゃないかと。地方自治法202条3項の附属機関ではなくて、だから、これについて203条の規定によって附属機関の委員に報酬を支払うというのは問題があると。

これは私は、思いますというのは、ほかの国土利用計画の審議会委員とか、そういう町長の附属機関については報酬を支払わなければならないと203条の規定がありますが、こういうふうな交通関係の会議をして町長が会長になってみずから調整をして意見を聞いて、それを吸い上げて町政執行に当たるといような、こういう私的諮問機関の委員には203条の規定の報酬ではなくて、別途、謝金といいますか、そういう形で費用弁償等を支払うべきであって、この条例別表で掲げる非常勤特別職の報酬並びに費用弁償の、この条例改正にはそぐわない、これはあくまでも町長が行政を執行するための意見を聞くということですから、こういう非常勤の特別職の別表でもって報酬を払うのじゃなくて、謝金といいますか、費用細目は総務課長が御存じだと思いますけど、そういう謝金によって町長が予算を措置して、それによって支払われれば済むことだと思います。あえてこの別表において非常勤特別職の報酬に計上するのは問題があると思います。いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

ただいま鳥飼議員がお話しになりましたように、この地域公共交通会議というものは上位法があるものではございません。おっしゃいますように、確かに意見を聞くという性格の会

議であると思っています。

ただ、地域公共交通会議と似たような委員会に、循環バス検討委員会というのが今ございます。それで、資料の15ページにもありますけれども、循環バス検討委員会の報酬も条例で規定をされておりました。それで、今回設置を予定しております地域公共交通会議も同じような性格の機関であるというふうに思いますので、同じように条例で規定すべきものであるというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

総務課長にお尋ねします。

これは私、ことしの6月か何月かにも質問したと思いますけど、この非常勤特別職報酬、何でもかんでも203条に基づく報酬を別途にずっと載せてあるんですよ。先ほど言いましたように、循環バス問題とか、完全な町長の執行権に基づく意見を徴収する、そういう機関ですね。202条の3でいう地方自治法で定められた町長の諮問、答申に基づく審議会、そういうものじゃない、町長が行政を執行するためにその都度意見を聞いて、それを町政執行に反映するという、そういう町長の私的諮問機関については、私は、勉強してあると思いますけど、こういうのは別表による報酬じゃなくて、謝金といいますか、そういう費用で認められる、そういう費目において町長の予算措置において執行すべき問題と考えていますが、総務課長、その辺について見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

その件につきましては、確かに鳥飼議員のほうから御質問等ございまして、いろいろと検討はしております。ただ、まだ改正には至っておりません。それで、今後それはちょっと、平成22年度から改正できるかどうかわかりませんが、少なくとも23年度までにはされるような、ちょっとわかりませんが、そういった方向で検討はしております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

要綱のほうでちょっと質問しますが、先ほど協議内容について、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び運賃、料金、町営有償運送の必要性云々と、いわば基山町における公共交通のシステムを協議、検討するとありますが、循環バスは別途委員会があって、今、一番基山町で必要とされている検討の循環バスのほうは別途ということでありますから、それ以外の公共交通を基山町において検討する必要があるのでしょうか。何かこれを見たら、有償の交通システムをつくり上げるという感じにちょっと協議の中身からするとありますけれども、目的の中には高齢福祉とかそういう視点は全然入っておりませんし、今、基山町でシステムとしては循環バスをどうするかということが一番大きな問題になっていて、その部分は別途委員会があって、交通とかこれだけのことをやる、検討するあれがあるのかどうか、公共交通システムという形ですね、そのことについてちょっと。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

循環バスの運行改善についての検討については議会でも再三お話があっておりまして、循環バスの運行の改善も含めて、基山町内の公共交通をどのようにしていくかということの一つの方策ということで今回考えておりますのが、あくまでもこれは実験運行をしようということでございますけれども、タクシーの相乗り事業を今年度まず試験的にやってみて、その結果を分析、検討して、もしそれが非常にいいというようなことになれば、そういうふうな事業も進めていったらどうだろうかというふうに考えているわけでございます。

実は、これは佐賀県の地域交通支援モデル事業というのがございまして、県のほうから、ぜひこのモデル事業を基山町でやってくださいということで来ました。それで、私どもも検討しましたところ、以前から循環バスの運行改善で実験運行をしようというふうに考えておりましたので、その一つとして今回これをやろうというふうに考えています。それで、循環バスをどうするかということについては、今回はまずこのタクシー相乗り事業についての実験、そして、その結果等も含めて循環バスとの兼ね合いというものを今後考えていかなければならないというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

デマンドタクシーのことだろうとはちょっと頭には想像していたんですけども、この循環バスの代替手段としての検討を含めてモデル事業云々ということで、背景はよくわかりますが、そのことよりも、これだけ大げさな組織とか会議とかが必要なんですか。会議という位置づけがちょっと私よくわかりませんが、デマンドタクシーみたいなものは循環バス検討委員会でできるレベルの話ではないんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども申し上げましたけど、佐賀県地域交通支援モデル事業のやり方として県のほうからこういう会議を持って、そして検討しなさいということも言われておりましたので、当然それもしなければならぬというふうに考えまして、今回、御提案を申し上げているわけでございます。

実際、県内でも幾つかこのモデル事業をやっているところがあるわけですが、既にやったところで失敗したところもあると。だから、絶対失敗はしないでくれと県から言われていまして、もう全面的に県のほうが協力するから、ぜひやってくれということで、私どももこれは以前から言っていましたように、運行実験はやりたいと思っていましたので、今回いわゆるデマンドタクシーという方法を1回やってみたいということで、今回お願いをしておるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

原議員。

11番（原 三夫君）

要綱がここにありますけど、本当の目的はどういうふうなところなのか、今、乗り合いタクシーとか言われたけど、今後の基山町の住民の移動手段として、本当にどういうふうな利用価値があって、どういうふうになるのか、それとかもう1つは、今循環バスがありますけど、あの循環バスでさえなかなか思いどおりに、住民が思っているような要望は叶っていないと、そういう状況がほったらかしの中で、じゃ、違う方向をモデル事業としてやろうかと、県が言うからやろうかというようなことだろうと思いますけど、ここで実際循環バスと

の関連もありますが、どういうふうな移動手段ができて、どういうふうになるのか、ここに特に目的という目的はありませんけどね、協議事項はありますけど、これは高齢者を特に優先した対策とか、そういうふうなあれですか。ちょっとこの辺を少し説明をしてください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

県のモデル事業では幾つか、いろいろあるわけですね。方法として、例えば、乗り合いタクシーを運行する取り組みとか、あるいは、何と申しますか、地域でのボランティア輸送のようなやり方とか、幾つかある。ただ、私どもの考え、基山町としてやりたいと考えたのは、タクシー相乗り事業ということで、いわゆるデマンドタクシーですが、これは他地域でもいるんな、ちょっと違うけど同じようなやり方をされていますけど、事前予約をして、そしてタクシーを相乗りして目的地に行くというふうなやり方でございます。ただ、どこでもかんでも行くということじゃなくて、目的地を決めておくと、例えば役場とか、憩いの家とか、あるいは中心街ですね、そして、自宅からそこまで行く、そしてまたそこから自宅に帰るといような形のものになるだろうと思っています。

それで、対象者の範囲としましては、ちょっと今年度2回、少し形態を変えて実験をしようと思っておりますけど、まず第1点目は65歳以上の高齢者の方を対象とした実験をやって、そして、2回目は町民全体を対象とした実験をしようかというふうに考えています。大まかな事業としては、要するに、町民を自宅から先ほど申しました公共施設等の目的地まで送り、また自宅に送るといような事業でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

大体のところはわかりましたけど、実際、基山町の今の交通体系とかそういうものを見ますと、やはり何と申しますかね、もう若い人は車ばかり使いますからですね。それで、路線バスがなくなったような関係ですから、そういうもので時代の流れで。そうすると、あとはもうその高齢者、65歳以上ぐらいしか残っていないと。これを利用するというならですね、私はそう考えておりますけど。それとか、あとは考えがあるとすれば、そのことは言われなかったけど、環境に配慮したCO₂削減の問題からこれが来たのかですね。そして、な

るべく自家用車には乗らんでやっていくと、そういうふうなことは全然今触れられなかったんですけど、それは入っていないということでしょうから、要は高齢者向けの、地域の衰退によって高齢者の問題とか、そういうところの問題ではなかろうかと考えましたけど、それやったら今の循環バスをもう少しきちっと整備されたほうがいいんじゃないですか。こういうものをつくったって何もならんでしょうもん、さっき課長が言われたごと、絶対成功せんばとか何たらかんたらとかね、成功しないと、だから絶対今度は基山では成功してくれとか、それだけ力をあなたたちが持っておるの、よそで失敗したことを。どこか見に行かれたんですか、実際やって成功したところ、失敗したところを。ちょっとその点について。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回、補正予算でもこの関係の予算をお願いいたしておりますけど、議決後、視察等は行きたいと考えています。それと、先進地とかいうところには実際は行っておりません。ただ、資料等は県のほうからいただきましたので、そういうのを参考にして今回計画をいたしております。

議長（酒井恵明君）

原議員、もう一回ありますよ。（「いや、もういいです」と呼ぶ者あり）いいですか、はい。

片山議員。

5番（片山一儀君）

同僚議員から厳しい質問があったんですが、私は地域公共交通会議委員に報酬を払うということで65号議案が出てきておりますね。この根拠は何から来たかというのと、要綱なんですかね。で、私が要綱って何ですかと質問しておるんですよ。要綱ってサーマリーですよ。サーマリーに対して、ただ、ここに入れて条例でお金払うんですかと、こういう話なんです。これはいろいろ会議の種類をおっしゃいました。極端に言ったら、私的会議であれば私的で自分で金払えばいいじゃないかと。町長ということは町の謝金とかあるでしょう。これは同じように、条例で設置づけるということも可能であるんですよ、基山町の交通体系をどうするかということですから。

ただ、びっくりしたのは、県から言われたからやっているという話なんですよ。今この公

公共交通機関が基山町の22平方キロメートルでどうなるか。これはもし私が同じ立場だったら、そうすると、両方で委員会つくってね、この地域で考えますと私は言いますね。基山町だけで公共交通が、バスが廃止されるんですよ。そして、それがデマンドタクシーだとか福祉バスとかいう個々の問題じゃないわけです。全部のスキルをどうするか、そしたらちゃんと条例で設置をして位置づけをするということが大事じゃないかと思うんですね。それに対してのお考えを一つと、言われたからやるという受動性じゃなくて。

2つ目は、ずうっといろんな協議会、審議会等に傍聴に行っているんですが、5,700円という根拠は何ですか。これを教えてください。質問は2点ですね。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

そのようなお考えもそれは聞いておりますけれども、先ほど申しましたように、これは協議会としての位置づけでありまして、町長が意見を聞くというようなものでありますので、要綱でも構わないのじゃないかというふうに考えています。

議長（酒井恵明君）

質問の後段。総務課長。

総務課長（大石 実君）

5,700円については、周辺地域を参考にして決めております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今、基山町の土壌で、22平方キロメートルの中で交通機関、基山町の土俵の上で何をするかと考えれば、常に周辺地域の模倣じゃないですか。なぜそうするかという論理がなぜないんですか。今これ非常に、大体2時間ぐらいですよ、今審議会がっているのは。今、佐賀県の最低賃金は幾らですか。

議長（酒井恵明君）

質問ですね。

5番（片山一儀君）続

はい、質問です。

議長（酒井恵明君）

総務課長。佐賀県の最低賃金。

総務課長（大石 実君）

済みません、最低賃金は六百幾らだったと思います。下のほうは申しわけございませんけれども、私知りません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

行政改革、財政改革と言われながら、最低賃金は地域の最低賃金と行政の最低賃金と2種類あります。それもしっかり押さえなくて、こういうお金を払うというのは税金の浪費じゃないですか。

もう1つ、もとのこの本題に戻ります。問いに答えていないです。私は、要綱ですか、条例ですかと、こう言ったんです。要綱って何ですかと聞いたんです。お答えになっていないです。お答えください。なぜ要綱にするのかということをお答えください。（「言うたやん」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

それは何回目かの質問でありましたか。

5番（片山一儀君）続

ありますよ。前言ったけど、誤解して回答していないから回答していないですよと言ったんです。私の端的な質問でなかったのかもわかりませんが、要するに、何でこれは要綱なんですかという質問なんですよ。

議長（酒井恵明君）

要綱という言葉は出ましたね。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども答弁申し上げましたけど、協議機関としての位置づけがありまして、町長が意見を聞くものでございますので、要綱でよいというふうに考えております。

以上です。（「最後に1つだけ」「もうでけんです、もう3回しとらす」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

片山議員、3回終わっているんです。（「いや、答えが悪いから」と呼ぶ者あり）答弁が、

最初の。 はい、じゃ、許可します。もう一回。

5番（片山一儀君）

もう最後、お願いというか、要綱みたいなあいまいな仕事するから、きのう私が言ったようにパブリック・ガバナンスがきちっといかないんです。要綱とは何か、規則とは何か、条例とは何かをもう一度、法制要綱なり、法制大綱、法制概要ですね、法律をだれが決めるのか、この理論をもう一回御検討いただけたらと思います。そしたら基山町はもっとよくなるわけでございます、行政が。

終わります。

議長（酒井恵明君）

総務課長、先ほどの最低賃金はちょっと問い合わせをしてください。六百何ほかというのまで。（「よかつちゃん、そがんとは」と呼ぶ者あり）じゃ、質問者いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

さっきの原議員の質問と同じことなんですが、今回、わざわざ条例改正までして新しい委員を設けるということで提案をされていますが、さっき何人かの議員が言われたように、県の補助事業ということですから、補正予算の中で質問しようかなと思ったんですが、この際させていただきたいと思いますが、2,700千円のうちの900千円が町費ですね。900千円の町費をつぎ込んで事業を展開する上で、ほとんどこれは人件費だと思うんですよね。ほとんど人件費になってくるんじゃないかと、中身はまだ聞いていないからわかりませんので。

さっき循環バスの委員会がありますね。循環バスの委員会でなぜ審議できないんですか。その理由。県がこれだけの委員会を別につくりなさいというような指示をしてきているんですか。内容はほとんど同じでしょう。地域バス、地域の運行、そういうものをその中で審議しても何もおかしいことはないじゃないですか。それをあえてわざわざ条例まで持ってきて、ここに上げなくてはいけない理由をまずひとつ言ってください。

それからもう1つは、ついでに言いますけれども、循環バスの委員会が過去何回かなされておりますが、その中から提言されたことがどれだけ実行されていますか。これは一般質問でも言いましたよね。その前につくったやつもはっきり、何のためにつくったかわからんと。制限を受けて、それをよりよい方向にするために委員会をつくっているわけでしょう。その

問題一つまだ解決ができなくて、また新たにこういうのを持ってくる。そして、しかも答弁の中で、よそは失敗しているかもしれんからと、そんな姿勢で補助事業を持ってきても大丈夫なんですか。そこをもう一回、その2つをはっきり答弁してください。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

ただいまの御質問でございますけど、新たに組織をつくらなくて循環バス検討委員会で審議したらどうだろうかということでございますね、第1点が。（「そう」と呼ぶ者あり）

それで、この循環バス検討委員会設置の関係でございますけど、まず、あくまでも循環バスの運行に関して、この委員会では調査、審議するというふうになっていきますので、私どもが考えておりますのは、今回、今計画しておるのは循環バスは別に公共交通の運行実験をするということで、別にこの分については協議したがいいだろうということで別に考えているわけでございます。

それと、循環バス検討委員会の関係では、検討事項としては路線に関する事、それから運賃に関する事、利用促進に関する事、その他循環バスに関する事ということで、路線についても何度か見直しがあったというふうに聞いております。それで、運賃についてはまだ取っておりませんし、その他利用促進についてはいろいろ経路を変えたらどうかとか、そういう話もあったし、また、何と申しますか、バスの失礼しました。とにかく検討委員会は、この任期が一応意見を提出したときにはもう免ぜられるということで、その都度何かあるときに委員会を開いて、そこで検討して、そしてそれを出されたらそれで終わりということで、ここ最近では循環バス検討委員会は開かれていなかったというふうに聞いております。

議長（酒井恵明君）

課長、質問の後段の、委員会の提言を何項目実施されたか具体的にぱっと何項目とわかりませんか。もろもろおっしゃったようだけど。私は冒頭に的確な答弁をとお願いしています。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この循環バス検討委員会での意見がまとめられて出された分を、以前の分を調べたんですけど、一応私が探しましたのは平成12年の7月に開かれた協議の集約書というのがあります。

これは多分、最初に循環バスを運行するときはこの委員会が開かれて、一つの循環バスの運行についての取り決めを、やり方を決められたんだというふうに聞いています。その後、私が聞いておりますのは、運行の経路とかを変えるということで、何項目どれがというのはちょっと私承知しておりません。

議長（酒井恵明君）

性質上、何項目と答弁はできがたいようですので、質問者、御了解ください。平田議員。

12番（平田通男君）

私は重要な発言をしたと思うんですよね。循環バス検討委員会は1回審議をしたらもうしないと、内容によってしないと。ということは、過去何年かの間にこの循環バス問題は何回でも議会で取り上げているわけでしょう。じゃ、検討委員会に全く出していないんですね。課長の単独判断で今までずうっと引き延ばしてきたんですか。何のための検討委員会ですか。時間を調整するだけの検討委員会ですか。循環バスを住民サービスの向上に向けてスムーズに運営するための検討委員会だろうもん。それを今までの議会の中で何回この問題出していますか。それを委員会は開かれておりませんと、よく堂々とそんなことが言えるな。もう一回そこを答弁してください、できるなら。できないなら撤回して。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

検討事項が先ほど申しましたように、この委員会は基山町循環バスの運行等に関し次に掲げる事項について検討を行うということで、路線に関する事、運賃に関する事、それから利用促進に関する事、その他循環バスに関する事ということになってるんですね。それで、任期については第5条で、委員は第2条、先ほど言った任務ですね、これで第2条に意見書を提出したときに免ぜられたものとするということになっていまして、例えば、路線に関する事等について、変更等を検討したときはその都度その都度されてきたんではないだろうかと思うんです。一応、私もこの循環バスについてが、平成20年の3月以前のことがちょっとよく承知しておりませんので、答えることができません。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

もうまとめて言うから。今の答弁からすると、いろんな内容を書いていますよ、時間的な問題とか。あるいは有効に循環バスを回すとかね。その中で、必ず「等」とか書いてあるですよ。それだけと限定していないでしょう、内容は。事循環バスに関することに対して、議会とかいろんなところで要望が出たり、あるいは指摘をされた場合は当然その委員会の中にかけるべきでしょう、担当課としては。じゃ、かけなくていいんですか。そしたら、この委員会はもう今死んでいるわけね、ずうっと。死んでおるやつの条例を残しておるわけですか、これはずうっと。（「いや、死んじゃおらん」と呼ぶ者あり）死んではいけない。死んではいけないならば、じゃ、なぜかけない。担当課長の判断だけでかけるかけないが決められますか。あれだけ何回も追求しているわけですよ、意見を。その場で聞き終えて、聞き流して終わりですか。私はそれは承服できないですよ、それでいいというならば。少なくとも担当課としては前向きに、いろんな意見が出た場合には、自分の課、課長だけの判断だけでは難しい問題もたくさんあるわけでしょうが。たび重なって議会の中で質問をしているわけだから、検討委員会を積極的に開いて、そこであなたの意見を言うなり、あるいは委員さんの意見を聞いたり、審議した答えを次の機会に出すべきでしょう。それをやるかやらんかだけ答えてください。やる必要ないとおっしゃるならやる必要ない、それならそれで考えがある。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

やはり循環バスの運行に関して、何らかの改善を、具体策が、案ができれば、当然この循環バス検討委員会を開いて審議をしていただくことになると思っています。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。松石議員。

10番（松石信男君）

私、質問しようかどうかちょっと迷ったんですけども、一応、総務委員会の所管になっておりますのでですね。（発言する者あり）違う。（「産業環境やろう」「産業よ」と呼ぶ者あり）産業、あっ、そうですか。私ちょっと勘違いしておりました。

議長（酒井恵明君）

国土利用、そうたい、大きなタイトルは総務ですね。はい、おっしゃるとおり。（発言する者あり）いんにゃか、条例は。（「総務です」と呼ぶ者あり）ね、費用弁償。総務です。

10番（松石信男君）続

総務でしょう。

議長（酒井恵明君）

はい。

10番（松石信男君）続

いや、だからちょっとね、私質問しようかするまいかということで、しかし、盛んに出るもんだからですね、あとは事項別明細でしたものかどうかとっていながらですが、ちょっと出ましたので、済みません、一言だけちょっと、また詳しくは後で聞きますけれども、この目的なんですけれども、地域交通会議設置要綱で、デマンドバスの試験運行を行うということで、ちょっと再度確認させていただきたいんですが、これは町民の方から循環バスの改善についてさまざまな意見が出ています。それを受けて、このデマンドタクシーを県からやってくれということで試験運行をやると。その結果、どうなるかわかりませんが、その結果いかんでは循環バスの廃止と、デマンドタクシーでいくという形になるのかですね。いや、それはもう別なんですよと、循環バスは循環バスで継続して、あくまでこれはテストでございまして、テストはテストで終わるということなのか、試験運行をやって、それが結果的によければ循環バス廃止でデマンドタクシー一本でいくという形になっていくのか、この試験運行の位置づけ、どうなるか、その辺をちょっと御説明をお願いしたいと思うんですが。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回はデマンドタクシー、タクシー相乗り事業を試験的に行うわけですが、この結果を分析して、このほうは、例えば、今後進めていったほうが、より公共交通網の整備になっていくということになれば、それはまだ決めているわけじゃないですけど、そしたら循環バスは廃止ということも一つの方法も出てくるんじゃないかというふうに思っています。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

だから、一つの方向で、例えば、いい結果が出たというかな、これが非常にいいなと町民

の方から歓迎されたと、そうしたときにこのデマンドタクシーでいくのか、それとも循環バスでいくのかということは、また改めて検討するということなんですか。何のためにするかなんですよね、何のために。今、循環バスは回っているから。だから、ちょっともう一回、何かははっきりしないんですよね。循環バス、いや、これはもうテストをやって、結果的によかろうと悪かろうと、それはそれで終わってというような感じもするから、県からお金がありてきたからやらざるを得ないだろうという形でやるだけのような感じもちょっとするからね、やっぱりきちとした位置づけというか、はっきりしておかないとちょっと思うんですよね。

町民の方の、私は、それは失敗しているところもあるとおっしゃいましたけれども、ひょっとしたら受けるかもしれんとですよ、非常にいいなと、乗り合いで行く場合に1時間前からに予約すればタクシーが送り迎えするという形になるわけですからね。だから、ひょっとしたらそれは受けていくような形になると。もちろん、これを本格的にやり始めたら当然200円とか300円とか400円とかお金は取るという格好になりそうですけれどもね。だから、その結果を受けて、いや、もうそれはそれまでなんですよという形なのか、今の循環バスの運行改善の方策としてこういう方向を目指すのかということの、はっきりした今度の試験運行の位置づけ、これはもう一回はっきり、済みません、お願いします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。ばちっと答弁してくれ。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

この循環バスの運行改善については、もう以前から検討をされてきています。いろんな住民のニーズがあるわけですよ。週に2回しか来ないとか、これをもう少し回数をふやしてくれとか、それとかルートを変えてくれとか、もう少し乗りやすい車両に変えてくれとか、いろいろあるわけですね。そして、なかなか思いどおりにならないとか、いろんな意見があるわけです。これは内部で随分検討してきましたけど、確かに路線バスのような運行の仕方じゃどうしてもその辺は改善できないわけですので、一番いいのはやっぱり自分が思ったときにどこに行きたいということで利用できることが一番いいだろうと。だから、そういう一つの方法としてデマンドタクシーというのが全国的に今されてきていますので、これをひとつやってみて、そして、この結果がよければ、それは循環バスの運行を見直すということはある得ると思うんですよ。例えば、今の循環バスの運行にしても1台ではだめだという意

見もあるわけですね。だから、2台にすれば何とかもっとよくなると思いますけど、今1台で10,000千円弱委託料がかかっているんですね。だから、こういうところも検討したときにいろんな方法も実験でやってみて、そして複合的に、あるいはそれをやるということで、するというので今回実験をしたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。原議員。（「もう一回残っておりますね、今2回」と呼ぶ者あり）はい、残っています。

11番（原 三夫君）

どうも今の話を聞きよると、何というかな、経費削減の行政の循環バスの問題があって、これでいこうかと、こっちのほうで、デマンドタクシーで、相乗りで。よければ、もう循環バスはやめようじゃないかと、そういうふうなところまで話ができ上がっておるんじゃないのかなと、そういう感じが今してなりません。だから、町長が言われるように、まちづくり条例も今提案されているんですから、まちづくり条例をやると本当に基山町がきちっといくように、そういうことであればなおさら、もうすべて最初の段階から情報公開してやらないと、これはいかんですね。本当のこと言わんですか。循環バスは廃止の方向に持っていきたいわけでしょう。（「それはまだわからん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

最終的には残しておると、廃止するよりももっと漸進的な、前向きなとらえ方をやっていると、町民のために、そういうことはもう間違いない、何かその返事をちょっとひとつ下さい。

それと、今相乗りバスの件を言われよるけど、県から言われたから県が補助金を3分の2以内出すと、2,600千円、今度補正に上がっていますけどね、うちはあと3分の1出せばよかこっちゃけんちょっとやってみようかと、県から言われたけんちょっとやってみようかと、悪ければやめてよかし、よければ続けようかと、そういうふうな安易な考えじゃないかなと思っておりますけど。

それで、じゃ、個人負担が今度はふえるわけでしょう。ふえてもそれ以上に、負担がふえたより以上に何倍かの有効的に利用できればいいですよ、価値観が上がれば、付加価値があればね。今、循環バスはただでしょうが。今度、最終的に廃止して、やっぱりこっちで、相乗りでよかかと、じゃ、そういった場合はどのくらいの料金になるんですか。問題はその辺が非常に大事ですよ、料金が。その2点だけ。

議長（酒井恵明君）

原議員、今の質問の前段は町長に答弁を求めます。町長。

町長（小森純一君）

確かに、このバス、あるいはデマンドタクシーにしましても、とにかく基本となるのは町民の皆さんの利便性だということだと思います。これはもうはっきりしております。それと、費用の問題も確かにございます。その辺のところでも今までもいろいろ議会でも御質問もあつたし、執行部としてもどれがいいのか、どうしようかというような、いろいろ検討もしたはずでございます。その結果といいますか、私自身としましても1台10,000千円、どうもこれは少しばかり過ぎじゃないかなと、もう少し安くならんのかと、そういうことは再三言っております。だけれども、もう少し安くなれば、例えば、2台で16,000千円というような、何かそういう方法もあるもんというような、そういうことも一定検討もしたと思うんですけども、その辺がしっかりしておかなきゃいかんということと、それから、今度の取り組みというのは、1台はとにかく置いて、そして、あとデマンドタクシーのほうが使い勝手がいいとおっしゃる方はそれを使っていただいて、果たしてその辺でどうなるのかというような、あくまでもそれを検討したいというようなことで、よし、それじゃ試行をやってみようやというようなことで今取り組もうとしておるわけでございますので、決して循環バスを廃止するとかどうのこうのという前提ではございません。それだけは申し上げておきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今、町長が申されたとおりでございます、循環バス廃止ありきではございません。

それと、この実験につきましては、県からぜひ成功させてくれと言いましたのは、だからじゃないけど、とにかく失敗はやっぱり許されないという決意を持って述べたわけでございます。この実験を今年度やりまして、単年度じゃひよっとしたら終わらないかもしれません。循環バスについても、じゃ、来年度から廃止しましてこっちに切りかえますということには、そう簡単にはならないと思うんですね。少し時間はかかると思いますけれども、基山町の公共交通体系をきちんとしていくということがまずこの目的でございます。

先ほども申されました個人負担でございますけど、これは個人負担もあり得るのじゃない

かというふうに考えております。ただ、実験の場合は負担は求めないつもりでございますけど、そのぐらい本格的に入れる場合は個人負担もお願いすることになるかもしれない、これは一つのまだ検討事項でございます。

議長（酒井恵明君）

それが的確な答弁です。

ほかにございませんか。大山軍太議員。

9番（大山軍太君）

この46号議案について、今いろいろ質問が出ておりますけれども、これは基山町非常勤特別報酬及び費用弁償の件で、ここは総務ですが、デマンドタクシーになると、第3号議案事項別明細書に、この6款2項1目に載っておるわけですよ。大体ここで審議するのが本当じゃないでしょうか。

議長（酒井恵明君）

はい、そのとおりです。先ほど議長もちょっと議案からそれていますということを申し上げましたけど、せっかく議員が質疑なさるから、それをあえて発言の自由を阻止するのいかなものかと思って審議していただきました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第46号議案に対する質疑を終わります。

ここで3時20分まで休憩します。

～午後3時7分 休憩～

～午後3時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第7 第47号議案

議長（酒井恵明君）

日程第7 第47号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第47号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第48号議案

議長（酒井恵明君）

日程第8．第48号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

松石議員。

10番（松石信男君）

済みません、1つだけ。350千円から390千円に上がるけんよかとですけれども、この支給基準がそこに書いてありますよね、平成21年10月から23年3月までに生まれた人ということですが、数えてみたら18カ月ですけれども、この基準がなぜこの基準になっているのかですね。私はずうとなつとかなと思つたんですけれども、10月1日、だから来月ですよ、来月1日から生まれた子供に対してはこういうような形で出産の一時金というか、費用が出るというふうに思つたんですが、何かたった18カ月かと。ちょっと説明してくれませんか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、この改正の趣旨につきましては、緊急の少子化対策の一環として、安心して出産できる環境を整備するという、いわゆる緊急な整備ということで期限を決められております。

これはどうしてかということになりますと、ちょっと私もお答えしにくい点がありますが、平成21年10月1日から平成23年の3月31日までの暫定的な措置ですが、23年度以降の出産一時金について、特にやっぱり妊産婦等の経済的負担の軽減を図るための費用の負担のあり方、これを検討したいという形で、とりあえずは2年間といいますか、23年の3月31日まで暫定的に行いまして、その後また恒久的にやるか、また逆に額を変えるか、そういうのを含めて検討される機関を設けてあるということで、今回緊急的にされております。ただ、御承知のとおり、政権が変わりましたので、どうなるかというのはちょっと私もわからないところでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかに。重松議員。

2番（重松一徳君）

私もわからないので教えていただきたいんですけども、現在、この出産一時金は420千円出ているんじゃないですか。その辺の関係を少し説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

御指摘のとおり、トータルすると420千円になります。ただ、今回の改正につきましては、350千円の部分を390千円に改正するものでありまして、あとの30千円は、いわゆる保険制度に加入している医院等で出産をされた場合について30千円を上乗せしますということですから、そういうところで出産された方につきましては当然30千円プラスされた420千円は支給するということになるものでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第48号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第49号議案

議長（酒井恵明君）

日程第9．第49号議案 町道の路線の廃止についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）

49号と50号は関連したものということで質問をしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

いや、それは自分で勝手に……

1番（大山勝代君）続

そしたらいいです、49号だけで。

議長（酒井恵明君）

また50号のときしてください。

1番（大山勝代君）続

はい、50号のときにまた聞きますけれども、この あ、そしたら50号で言います。

議長（酒井恵明君）

いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第49号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第50号議案

議長（酒井恵明君）

日程第10．第50号議案 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。（「ちょっと待って。これは大丈夫ですか、提案して。ここで審議するわけでしょう。審議をした結果、委員会に付託されるわけでしょう、当然」と呼ぶ者あり）そうですよ。ここで、はい。（「委員会の中で否決されたらどうするんですか。いろんな意見出ているでしょう、今。ここに上げて審議したら委員会付託ですよね。委員会の中でもし否決されたら。そういう要素は十分あるんじゃないですか。それが無いというなら別だけれども」と呼ぶ者あり）いや、それはどこでそういう要素の いや、一応上程してありますので、審議して結果を出しましょう。はい、大山勝代議員。

1番（大山勝代君）

やっぱり関連があるかなと思います、49号がですね。廃止しないでいいのではないかなというのが1つです。

で、ここに資料のほうの地図がありますね。それを見たら、架空の町道ができるということと私は不思議に思って、そういうことができるのかなというのが1点、疑問です。

それと、私にしてみたら、ここを早く町民が憩う場、何らかの利用価値がある場にしてほしいと思いますから、認定はやぶさかではないのですけれども、2つ目の疑問は、認定をここに書いてある地図上の線ではなくて、上がってきて、町道がずっと本桜、城ノ上線がそのままずっと来て、10区の公民館があるところからおりますよね。おりてカーブしたところで、そのまま池の周りを回ってというのが、あそこが急だからできないというなら、逆の方向か

ら、たんぼば保育園の駐車場のところから真っすぐ、今少し傾斜地で畑を耕作してありますが、そこを町道にするということでしょうから、そこから池の真下の、一番下、一番低いところ、そこまでが起点と終点ということで、それから、どうしてもここを上がらないといけないんだけど、乗用車は上がりますから、2トントラックぐらいは上がると思います。そのまま町道を続けて認定するということはできないのですか。

それと、初めに全部言ってしまうとおきますけれども、調査の開始時期がいつなのか、どのくらい期間がかかるのか、それから、地元への説明がどういうふうになされようとしているのか質問します。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

まず、町道の路線の廃止と認定の件でございますけど、町道を法線等を変える場合は町道の路線の廃止、そして町道の路線の認定という道路法上の手続をとりませんとできないということで、今回、新たに町道をつくるということで、こういう廃止と認定の手続を踏むものでございます。

それで、架空の町道ができるというふうにおっしゃいますけれども、要するに道路法上の道路として認定をしてから、その後、測量等をして施工して行って道路をつくって供用開始をして初めて道路になるという手順を踏む、まず第一歩でございます。

そして、早く町民が憩う場にしてほしいということは、これにつきましては地元、10区から要望も出ています。

カーブしたらそのまま池の周りにして駐車場のほうから、畑のほうから池の下に行って、要するに、ため池の中を通らないような法線はないのかということをおっしゃってあるんだろうと思うんですけども、議員も御存じだと思いますけど、あそこは物すごく高低差がございます。だから、道路構造令上、かなり高低差がありますので、そういうことは無理だろうと思っています。今計画しておりますこの法線が一番道路をつくる場合は道路構造令にのっとっているというふう考えております。

それと、調査の開始時期、期間でございますけれども、これにつきましては今回、補正予算案で計上させていただいておりますので、御議決いただきましたら早速測量に入りたいと思っています。そして、あらかた測量が済み、概算設計ができましたら、地元関係者に説明

はしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）

地元の説明ですけれども、聞くところによると、あちこちで地元の説明が遅くなったということで随分問題で、何か住民は不満を抱えたまま承知せにゃいかんというようなのが今まで何回もあったと思います。その轍を踏まないようなやり方をしてほしいので、測量の前に、こういう形で測量する、こういうところでこういう町道を池の上につくるけれどもということをやっぴり言ってほしいと思います。具体的には、運営委員会が9月23日にありますから、そこでやっぴり出してほしい、町から出向いてほしいというふうに思います。

それと、高低差ということを言われましたけれども、そしたらもう1つ質問ですが、直線で池の上を町道ができるわけですね、この図面では。その後、どれだけ期間がかかるかわかりませんが、土地ができるわけですね。その後、もう一度町道の廃止と認定がなされるのですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

測量の前に説明をしてほしいということでございますけれども、通常、道路改良の説明をするときは、先ほど申しましたように、測量して、それで用地線がどのくらいいくか、あるいは法線がどのようになるかということをおらかた図面をつくって、そして地域関係者に説明して御理解をいただいているわけでございますので、今の時点で、じゃ、測量前にということでございますが、当然それは地権者等には測量立ち入りの了解は得なければならないと思っています。ただ、これは法線が基本的にちょっと無理があるということになれば、それはまた考えなければいけないと思っています。何と申しましても、公共事業、地域関係者の協力が得られなければできないと考えています。

それと、土地ができたときの話ですけど、ちょっとこれは、まず道路をつくってみたいとどういうふうに残地が 残地という言い方はおかしいですけど、土地が出てくるかというのは何とも今の段階ではわかりません。

議長（酒井恵明君）

それからもう1点、具体的に、今の答弁で大体わかったけど、簡潔に言うて、運営委員会で説明に来ていただけるかという質問もあっています。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

これはですね、具体的に言いますと、実は地元の区長さんともこうして今回議案で上げますと、どんなですかと言ったら、別にそのことについてはおっしゃいませんでした。やっぱりきちんとした説明をするためには一定の資料を持っての説明をしなければ、あらぬ誤解等も出てくるというふうに考えております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員、もう一度。

1番（大山勝代君）

いや、誤解を受けることもあるので資料等ということで皆さんに提示してほしいと思いますが、今の答弁は中途半端だったと思います。一たん直線の町道ができる、そして、それを認定するということは、多分、舗装まで終わった状態ですよ。そういうことを考えたときに、町道の廃止、認定をもう一度、後でしてほしい、広い場所として欲しいわけですよ。こっちとこっちに場所がある、ここに車が通るということは常識的には私たちは全然考えていませんので。そしたら、ここに舗装道路があって、こっちとこっちがそれなりの、先ほど何と言われたかな、言葉があります。それは都合が悪いから町道の認定をもう一度し直してほしいわけですよ、そういうことになれば、もうそれだけで認定ができるんですか。掘り返しただけで町道の認定ができるのですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

先ほども申しましたように、道路改良をするときには、まずその改良しようとする道路を道路法上の道路にしなければならぬわけですね。だから、その手続として町道の路線の認定ということで法線を決めなければなりません。そして、それが済んだら測量設計等を行って、そして関係者あてに説明をして、協力をいただいて、そして実際の工事に入っていくと。それで、あともう一回、町道の路線の廃止とか認定という手続はもうあり得ないわけです。あとでき上がったら供用開始の告示をすれば、それで終わりになります。

それと、この道路をつくることと、埋め立てた土地をどうするということは関係するかも

しれませんけど、あくまでも道路をつくるということで今回お願いをしているわけであって、池が真ん中で分断されるからそれは困ると言われると、道路構造令上なかなかそういう道路ができない場合もありますから、それはまた考えなければならぬだろうと思っています。

(発言する者あり)

議長(酒井恵明君)

どうしても今のとで理解できませんか。(発言する者あり)じゃ、特別に許可しましょう。

1番(大山勝代君)

今の説明だったら地元は納得しません。

以上です。

議長(酒井恵明君)

重松議員。

2番(重松一徳君)

少し大山勝代議員が聞きたかったところを引き続き聞かせていただきたいと思いますけれども、白坂・久保田2号線で、6月議会であれだけ論議をしました。あのときにも地元説明が不十分だったのではないかというのと、町の説明が後手後手になってしまったと。ETC対応の高速道路の入り口をつくるとか、地域開発をするとか、後からこういうのが出てくると。パーク・アンド・ライド事業でつぶしたと、あのときに説明しておけば、まだ説明がついたのではないかという部分も意見として言わせてもらったんですけども、今度も、1つは、神の浦ため池が農地の農業用水としても利用できなくなったと、使用しなくなったと、だから地元の要望として、あそこを埋めてほしいと。そして、その後の利用を、これは町の考えもありましょうし、譲渡の考えもありましょうけれども、ため池の利用をしていただきたいというのもある中で、新たにこの道路の廃止、認定が出てきたんじゃないかと思うんですね。もしたため池がそのまま生きていて農業者がため池を利用しよったら、こういう路線認定はまず出てこないですね。だから、今言われるように、このため池を埋めてから、うまく利用しようと思えば、こういうふうな路線の廃止はまず出てこないんじゃないかというふうにも思うんですね。回り道をしてからいかに有効に使うとか、勾配とかいろんな問題はあろうと思うんですね。しかし、勾配とかいう問題は解決しようと思えば解決できるんですね。神の浦10号線があります。これにうまく接続して、神の浦10号線を拡幅するとか、私もここを何回も見てから、こういうこともできるんじゃないかというふうな、いろんな案があると

思うんですね。そういう案を一つは地元の方に聞いていただきたいというのが大山勝代議員の言わんとするところじゃないかと思えますけれども、この辺の配慮というのがどうして町の方はされないんですか。質問します。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

今回の町道路線の認定の議案でございますけれども、もともとは今おっしゃいましたように神の浦ため池なんです、あそこは農業用のため池なんです。これをまちづくり交付金事業で埋め立てて緑地にしようという計画があったわけですよ。しかし、埋めて、ただ緑地にするとしてはもったいないと思うわけです。そしてもう1つ、それを埋め立てるためにはどうしてもやっぱり仮設道路をつくらなければなりません。

それともう1つ、御存じだと思いますけど、あの法面ですね、今崩壊がかなり進んでいるんですよ。それで、家屋の近くまで、民家まで崩壊が迫ってきているところもありまして、やはり法面崩壊で危険であるので、そういう災害防止ということ。

それと、この神の浦、桜町は、それこそ出入りが2方向しかないんですね、車の出入りでは。だから、何か災害が発生したときに緊急車両等を入れたりするときにはやはりもう1本つくったほうがいいだろうと、そういうこともいろいろ勘案しまして、せっかく埋め立てるときに仮設道路をつくるなら、これを本格的な道路にしたほうがいいだろうということで今回計画をしたわけでございます。決して事前に運営委員会等に行って説明するのを嫌だと言っていることじゃございませんので、それはもう私どもも区長とまた相談して、その辺は検討したいと思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私は、今回の認定については別に反対はしないんですよ。これは生活道路ですね、先ほど言われましたように、神の浦の方が上り下り、狭くて勾配のきつい道しかないということで、新たに認定してつくっていただきたいと。私は、これ大変わかるんです。生活道路ですね。しかし、生活道路にしても、片方はやっぱり神の浦ため池を有効利用しようと思えば、こう

いう路線の認定をまず出されること自体が、本当にこの地域の発展なり、生活に必要な道をつくるというふうにしても、地元の意見なりをやっぱり聞いていないんじゃないのかと。聞いてあるならば私はこういう認定の仕方は、計画の仕方は出ないんじゃないかなと、やっぱり思うんですね。だから、この辺を、先ほどからも大山議員からも言われましたように、やっぱり地元の説明をして、地元の要望を聞く中でしていってもいいと思うんです。これは当初、まちづくり交付金ですということ、本来ならば6月の議会でも一緒に出せたんですね。しかし、まちづくり交付金よりも、より有利な補助金があるということで今回提案がくれたと思うんですね。だから、その間に3カ月間余裕があるんですよ。だから、本当にこれをつくろうと思えば、この3カ月間に地元の要望を聞くことは十分できたと思うんですね。それを町の方がされていないと。

私は、これは今、まちづくり推進課長が答えていらっしゃるんですけども、本来はこれは企画政策ですよ。企画政策する中で地元の要望を聞くべきだったんだろうと思うんですね。企画政策課は、こういう道をつくれますよということを出して、これはまちづくり推進課のほうに回されたんだろうと思うんですね。だから、小野課長が一体これはどのように最初これを認定するときに、こういう路線をつくるときに考えられて、地元の意見も要望も聞こうというふうに考えていらっしゃるのかを、ちょっと意見をお伺いしたいと思いますけれども。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

私のほうに振られて、これは庁議の中で協議もさせていただいて、今まちづくり推進課長のほうから返答がされたんですけども、路線については先ほど言われましたような神の浦10号線への接続も検討はされたと思います。それで、公民館の前が急に上っていくということで、道路構造令上の勾配がとれなかったんじゃないかと思っています。

それから、これは堤といいますか、ため池を埋める段階で中心を通したのは、両方の活用もありますけれども、池自体を埋める場合になるべく補助事業の該当、盛り土する場合の該当面をふやして補助事業を活用した部分でため池を埋めたいという考えがあったこと、それから1点は、先ほど言われておりました奥のほうの災害を復旧するという一つの目的のためにそこへ仮設道路をつくっていくということの中で、今言いました盛り土もあわせた工事の

中で整備をしていきたいという考えがあったと思います。企画政策の中では、まちづくり交付金の中で、ここはあくまで地元から昔出ておりましたため池を埋めてほしいということで、うちのほうとしては協議はいたしておりました。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私もここを先ほど言いましたように、何度も見たんですね。例えば、ため池だけを埋める工事だったら、けやき台の中にずっと道がありますね。ため池の下まで団地がありますね。実際、一時的に基山台の方には迷惑をかけるかもしれませんが、道はつくらなくても本当埋め立てようと思えば埋め立てることはできるんですね、仮設道路なんかしなくても。地元の方には迷惑をかけますけれども。しかし、新たに生活道路としていくために、こういうふうな認定もあるんですね。地域の方が道がないといえ、神の浦・城ノ上線の上にも私もあの地図を見ていたら、神の浦・浦線というのもありますね、狭い道ですけれども。あれを拡幅してでも生活道路はつくろうと思えばつくられるんですね。だから、そういうのじゃなくて、先ほどから何回も言うように、このため池を有効に利用するために、一つは道も認定してつくらなければならないというのがやっぱり前提としてあるんでしょう。あるからこそ道も認定するんでしょう。だから、この辺をするためには、道の認定だけを論議するんじゃないくて、この神の浦ため池を埋めた後の土地の有効利用も一緒に論議しないとだめなんじゃないんですかと、そこまで逆に言えば図面を出さなければならないんじゃないんですかと私は思っているんですよ。ただ単に道を認定じゃなくて。この辺がどうも私と執行部の方の考えが一致しない面があるうかと思うんですけれども、今から先、先ほどから、もう朝から協働についてあれだけ論議した中で、どうして地元の意見がここに反映されないんですか。私それが大変不思議なんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）この辺について町長、意見をよかったですら述べていただきたいと思いますけれども。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私も午前中から申し上げておるとおりに、まちづくり条例、まさに皆さん方の意見を聞く、そして、それに対してできることはできる、できないことははっきりさせる、そして、説明

もするというような、そういうことがこれから先の町政運営の基本だというふうには思っております。しかしながら、どうもその辺がやっぱり今までのやり方といいますか、測量して図面をかって、そして説明するというような、そういう手順がやっぱり残っている行政ということじゃないかと思えます。

今度の場合も確かに庁議に上がりまして、役場としてはこれが一番交付金の利用にしたって何にしたっていいなということでこういう法線を引いておるといことでございます。そのところはひとつ、やはりこれまたお互いの理解といいますか、その辺のところの問題になってくるところかなというふうには思っております。そういうことで、どうも説明の行き違いといいますか、その辺はやっぱりこの辺にあらわれておるのかなという感じがいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長、何かありますか。なければいいですよ、別に問うてはいないですから。平田議員。

12番（平田通男君）

今、大体のことは重松議員からお話しになりましたが、今回のため池の利用については、恐らく十数年前から、もうずうっと問題になっているんですよ。いわゆるベテランの高木議員がおるときから、地元の高木議員が何回もこれは提案をされています。その都度、水利権者の問題で、小倉に水利権者がおられて、あそこを埋め立てることはできないということでずっと執行部は答弁をしてきています。現実おられましたから。そして、今回それを解決するために、地元の区長もきょう午前中来てありましたが、区長の話を見ると、地元という言葉は好かん人もおるようですけど、地元の議員さんも納得できないと。ましてや、地元の区長もあそこを埋め立てて道路をつくれとは一言も言っていないでしょう。あの用地を有効活用して、あそこはどぶになっているからね、不衛生の面もあるので、あそこを埋め立てて、そして地元の運動広場として、あるいは駐車場として、いろんな多目的に活用できるようにしてほしいというのが今までの要望じゃないですか。その陳情した要望は見られているんですか、担当課長。そして、運営委員会に行って今から説明してもいいと。説明するなら、これ提案する前に説明しないと何にもならないじゃない。

だから、さっき私が議長に言ったのは、例えば、議会でこれを認めて、この路線で行きますよと、ここに道路をつくっていいですよということを議会が認めたということになるんで

しょう。とても私は認められないですよ。地元そのものが自分たちの要望したと違うことをやろうとしているんだから。考えの中につくってやっているという考えがあるんじゃないですか。じゃ、本来の地元の要望は何なんですか。道路をつくれと言うんですか。違うでしょうもん。この用地を有効に活用したいと、十数年前からこれはずうっと言ってきたことじゃない。で、やっと実現するようになった。そしたら、地元の意見は全然考慮に入れないで、真ん中に道路をつくりますと。真ん中に道路をつくったら有効利用なんかなかなか難しいですよ、ある意味では。それを議会に提案して議会に認めると言うんですか。私は絶対これは認められないですよ。まず地元には十分説明をして、そして地元の陳情の趣旨を酌んで、最大限に努力をして路線をつくるべきですよ、当然。それができない理由は何ですか、教えてください。

議長（酒井恵明君）

平田議員、冒頭におっしゃっておった地元からの要望、有効利用の要望の内容についての説明は。（「理解しているかどうかだけ聞きたいということです」と呼ぶ者あり）はい。（「今出てきた問題じゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）その要望は町長のほうに来たんでしょうから、どういうふうな調整しますか。（「ちょっと休憩ばしてもらいましょうか」と呼ぶ者あり）

じゃ、答弁調整のため暫時休憩します。

～午後3時56分 休憩～

～午後4時16分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

平田議員の質疑に対しての答弁を求めます。町長。

町長（小森純一君）

たびたびの答弁調整で時間をとりまして、まことに申しわけございません。

今、いわゆる地元からの要望、陳情というようなこと、その辺も見て検討をいたしましたんですけども、確かにこれには道をつくれというような、そういう書き方はしてありません。ただ、しかしながら、あそこがやっぱり不衛生でもあるし、埋め立ててくれというような、そういうことが書かれております。これが平成20年の11月でございますけれども、それを受けて役場としても検討いたしまして、一応役場としてはいろいろ補助金の問題もござい

ますし、今後の利便性から考えて、やはり下から道を通したほうがいいだろうと、それで埋め立てもやりやすいというようなこともございまして、ここに書いておるような、提案をいたしておりますような道路の廃止、認定というようなことを話し合いをし、決定をしたようなわけでございます。

しかしながら、それにもやっぱりいろいろ説明もいたしておりませんので、御理解いただいていない部分が多分にあると思います。補助金の問題は別にしましても、いろいろあそこを埋め立てただけではなかなか緑地としてというような、残さなきゃいかんとか、そういうふうないろいろなこともあるようでございますので、これはひとつ早急に地元の皆さん方とまた説明、協議をいたしまして、それによってまた皆さん方にも議会をお願いを申し上げたいと思います。ここに大方30人近くの署名もあるわけでございますけれども、この方々ともひとつまた協議をしたいというふうに思いますので、ひとつそういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

了解。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

地元の意向の手順の問題でいろいろ出ております。それで、けやき台の例の道の件についてもさまざまな御意見が寄せられたということで、厳しい批判の声があったというふうにお聞きをしております。

それで、けやき台の白坂・久保田線と同じように、もし理解が得られなければ中止するという形に結果的にはなるんですか。その辺ちょっと確認させていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

これは何も町が無理につくるとか埋め立てるとかという問題ではございませんので、やはりあくまでも地元の皆さん方の御意向、御理解ということが前提だろうと思いますので、そ

れによっては最悪の場合は埋め立てもちょっと中止をするかもわからないというようなことだろうというふうに思います。（「いや、道路ですよ。埋め立てじゃない、道路」と呼ぶ者あり）はい、道路の建設はもう当然中止をしなきゃいかんだろうというふうに思いますし、それいかんによっては埋め立ての時期とかいろいろもまた考え直さなきゃいかんのかなと。この道路をつくったにしても、埋め立てをいつまでにというような、そういうめどがあるわけではございませんけれども、その辺のところもまたあわせて考え直していかんかと思えます。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

あくまで地元の意向を尊重すると、それで決定する、決めていきたいということですね。

はい、わかりました。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

6月にこの道路行政について質問をし、国交省からいただいた道路行政の手順というやつのお話をしたわけですが、それに基づいて、9月3日にけやき台の説明会があったわけですね。ところが、6月議会で認定廃止をした後で説明会があった。

きょう問題になっているのは2つあるんですね。1つは手順の問題と、地元の要望がどう生かされているかという問題なんですね。この前、けやき台では担当課長はほとんど答弁しないで全部町長がされた、担当課長が町長に恥をかかせたと、私はこう思っているんです。その原因は何かというと、この廃止、認定の提案理由に必要性が書いていないんですよ。道交法で出さなきゃいけないから、これは提案理由じゃないんです。廃止の提案理由、認定の提案理由、なぜ必要かがないからいけない。まず、公務員は文書ですから、勝負が。しっかりこの文書、提案理由を書いていただければ、なぜ必要かわかるわけです。

この前もけやき台でもいろいろ問題になったのは、必要性を説明しない。まず、課長の司会で、係長が道路構造から説明した。当然地元の人は怒りますよ。しかも議会で議決をしているんですよ。議決をして説明しなきゃいけない。何のための説明なのか、説得なのか、皆さんの意見を聞くための説明会なのか、明確でなかったじゃないですか。だから、きょうの

説明会でも目的聞かれたでしょう。何の学習もされていない。町長は協働だ、協働だとおっしゃっているけれども、それを課長が全然理解をしていないから、こういうぶざまな格好になるんですよ。今問題になっているのは手順じゃないですか。またここで決めて説明会へ行かれるんですか。同じ轍をまた踏まれるんですか。議会で認定しているじゃないか、廃止をしているじゃないか、何で説明に来たのかと、こう言われたじゃないですか。私はあのときね、町長は本当に、地元の意見もありましたよ、町長は課長みたいに説明しているねと。同じ轍をまた踏むんですか。ここで決めないで説明をしてから、道路行政の3項にはまず地元説明からとちゃんと書いてある。それから議会の認定をして、それから次の手順に移ってと書いてあるんです。同じ轍を踏まないでいただきたい。

私がきょう一番お願いしたいのは、提案理由をもっとしっかり必要性を書いてください。いいですか。出す必要性じゃない、廃止をする必要性、認定をする必要性を書かなきゃ提案理由にならないですよ。私はこれまでね、はっきり申し上げますので、おられんから、これまで行政がね、と思います。ですから、そこらあたり同じ轍を踏むのか踏まないのか、ここでやっぱり議決を求めるのか、議決をするということは議会が責任あるんですよ、教えてください。

議長（酒井恵明君）

議決を求めるのかということですね。（「同じ轍を踏むのか、ということは議決を求めるということですね。求めてまた説明に行くわけです。これは議長も来られていますから、あの空気を十分御存じだと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ちょっと今の点だけに。はい、町長。

町長（小森純一君）

それは先ほど私が申し上げましたように、もうそれこそ日にちもございませんけれども、議決をお願いする前に地元で説明に行って理解を得るというようなことにさせていただきたいということでございます。

議長（酒井恵明君）

議決の前に地元で説明をし、理解を得るということですね。はい、片山議員。

5番（片山一儀君）

わかりました。ひとつ町長がお困りにならないようにやっていただきたいと思います。

この前、ちょっとこれに関連があるんですが、1つ教えていただきたい事項は、けやき台

については12月議会に上程されるんですか、されないんですか。この前、そういうようなことをちょっとおっしゃいましたですね。

議長（酒井恵明君）

それは案件と関係ございませんが。（「ちょっと関連で、同じ決議ですから」と呼ぶ者あり）じゃ、簡潔に町長。

町長（小森純一君）

あの場でもいつまでに結論をとというような言われ方をしたものですから、それこそ12月の議会に提出、提案するかどうかということじゃなくて、まずは結論を年度内に出したいということでございます。皆さん方の意見を聞いて、どうするかというようなことの結論を出したいと。それによっては、それこそ12月議会というと、もう10月いっぱいぐらいまでしかございませんから、本当に日程的に非常に厳しいと思いますし、できるだけそれに間に合わせたいと思いますけれども、それでどうしてもというときには、また先の議会にお願いしなきゃいかんかなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

私、この案を見て、すぐわかるんですね。この工事をやるためには、道路をつくったほうが補助金が出ますから、補助金をすると安く、その知恵は使われていると思うんですがね、それはやっぱりけやき台の地元にもまず説明をしていただいて、この地域にもしていただいて、なぜこうなるんだという必要性を説明していただいて、やっぱり地元と、町長はきょうもおっしゃいましたですね、町民の利便性だ、幸せだとおっしゃったんですね。それをひとつ必要性の面から説いていただいて、ひとついい行政をよろしくお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

林議員、手が挙がっていましたが。

8番（林 博文君）

今いろんな意見が出ておりますが、要はこの前の二の舞を踏まないように、この路線を議会のほうで先に認定した場合は、地元の説明がなかったじゃないか、いろんな意見が出た上で、議員の方は心配されて、こういうふうな慎重な意見が出されておると思います。

この補足説明の中にも確かにありますように、利便性の向上を図るためということで、日

常生活の道路ができれば、だれでも地元の近くの人たちは生活道路として大変喜ばれるわけです。しかし、今までのやり方としては、やはり平成20年の11月に地元の要望書が出された中では、ただ、ため池だけを埋め立ててくれと、道路の問題は自分の土地は入っていないじゃないかというのも今回また地元説明会の中でも多分出てくるんじゃないかと思います。しかし、やはり町としては、先ほど片山議員も言われたように、この提案理由のちゃんとした説明を、やはり補助事業でしないと相当な金額、ため池についても、確かに面積についても5反以上ということで、伐採からすれば相当な経費がつくんじゃないかと、そのためには経費が要る、補助金、そういうふうなまちづくり交付金というような形ですが、それを利用していくということですが、一つの案としては、埋め立てた後、十分地元の意見を聞きながら、道路については次の段階でしていくというような形で、2段構えの交付金、また、まちづくり交付金事業、そういうふうな補助事業というのはないわけですか、ちょっとこの点について。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

国の交付金事業を2回も使うということではできません。ただ、先に埋めて後から道路をつくるという方法もあるかもしれませんが、まず、ため池を埋めるための経費はかなりかかるだろうと思います。それをしたらもう次に道路をつくるということにはならないだろうと思います。それで、仮にまちづくり交付金事業で埋め立てだけをして緑地をつくったとしたら、その土地はただ緑地で、そこに何か建物をつくるとか、売ったりするとか、そういうことは無理だろうと思っております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

ちょっと参考のためにですが、地元の方は確かに、ここが一番当初ぐらいに基山町としても新興住宅として分譲住宅がなされて、本当にこの町の中は道路が狭くて離合もできないというようなところで、この大きな道を1本ぼーんと中に入れるというようなことは、確かにだれでもが、この神の浦の人たちは道路ができれば大変喜ばれる道路じゃないかと思います。これは私も賛成はします、道路をつくる事業についてはですね。ただ、このため池の有効利

用というのをもう少し考えた上で計画をされたらいいんじゃないかというふうに、これは要望ですけど、思っております。

交付金も補助事業ということでため池と道路のセットでしなくてはならないということですが、私には将来は、町の所有地であれば、ここをまた分譲できちっとした道路をすれば、地元の要望もありましようけれども、何区画かは住宅用地としても販売とかそういうのもできるんじゃないかというふうに思っておるところです。その辺はどんなですか、町の考えは。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

そういうことになると思います。道路をつくって、いずれにしろ、ため池を埋めなければ道路はできませんので、あと道路用地以外の残地は有効活用ができると思いますから、今おっしゃいましたように、例えば、仮に区画を切って分譲とかすることも可能だと思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第50号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第51号議案

議長（酒井恵明君）

日程第11．第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第2号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の24ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入歳出について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようでしたら、第2号の事項別明細に行きますから、3ページをお開きください。

17款1項2目．財政調整基金繰入金、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。2款1項1目。原議員。

11番（原 三夫君）

これは同僚議員のほうから専決処分についてはいろいろ自治法をもとに町長の見解を求めておられたし、町長はそれは知らなかったと、平成18年度の改正ですね、そういうふうないきさつが今議会であったわけですけど、私はこの中で一般管理費の19節に2,434千円上がってきております、この退職手当特別負担金ですね、これは1名の方ということですけど、私もかつて議員になって専決処分の中にまさかこういう退職手当金の問題が入ってくるとは思いませんでしたし、今までも初めての経験でございます。本当にこの退職手当特別負担金の2,434千円という金額が専決処分に値するものであったのかどうか、これだけそんなに緊急に専決処分をしなければできなかつたのかですね、その辺をもう一回ちょっと、この1点について説明を求めたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

この件につきましては、ありきではございませんけれども、災害の応急で専決処分をしなければいけないという頭が一つありました。そのときに、8月いっぱいやめる職員が出てきましたので、それに対しての退職金の支払いが出てきますので、ついぞと言ったら怒られるかもしれませんが、これと一緒に乗せたほうが良いと思ひまして、ちょっと今回乗せていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

これは支払い期日はいつ、期限というのはどうなっていますか、本人に支払うというのは、もうすべて払って、あと負担金の問題であれですか。

議長（酒井恵明君）

この2款1項の支払い期限ですか。（「そうです。ちょっとわかりますか」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

支払い期限というのは特別ございませんけれども、うちが負担金を議決、通常議決いただいたときには、それを佐賀県総合事務組合ですか、そのほうに負担金を納めまして、その後本人に支払うようになります。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

これは今回限りで、あとはもうこういうことはないですね。それだけ確認しておきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

もう今後はありません。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

同じことなんです、これは予測できなかった事項なんですか。

議長（酒井恵明君）

退職されることがでしょう。（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）総務課長。

総務課長（大石 実君）

予測はしておりませんでした。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

これ職員でしょう。我々は服務指導と言うんですけれども、きのうか、専決処分の一般質問が同僚議員からありまして、傍聴の方から非常に高い評価を受けています。あり得ないことが行われているわけですね。やっぱりそういう人事とかなんかは、予測できないような人事があってはいけないんじゃないかと思います。専決処分は今1回だけとおっしゃったけれども、やっぱりこれは真剣に考えていただいて、専決の重みなりをしっかりと認識していただ

きたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今の言葉は十分心にとめてお聞きしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次に行きます。

2款4項3目。松石議員。

10番（松石信男君）

今回の総選挙に関してですけれども、御存じのとおり、集計ミスがあったということで報道もされておるわけです。この集計ミスについては非常に問題になるわけですよ。今までどこでも問題になってきているわけですよ。だから、そういうふうにならないようにということで対策は私はとられていると思うんですよ。どうも私、素人考えでは、パソコンに入力する人数を間違えたというふうな報道ですけれども、1人だけにその数値の管理を任せているのか、パソコンというのは御存じのとおり、下手すると間違えるんですよ。ちょっと数字でも、ありゃと思って違うたということは、もちろん変換でも間違えるけれども、数字でも間違えるわけですから、それはもうえてしてだれでも経験しているわけですので、その辺の、今回どうしてこのようになったのか、その集計ミスに対して、ミスを防ぐような手だてというのはどういう対策がとられていたのか、非常に大事な部分だと思いますので、やっぱり不信感を招かないように、ぜひとも御報告、説明をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）

今の件でございますけれども、期日前投票におきまして、国民審査は23日からございました。その分を22日の投票の方の分を国民審査も同時に入れて、1投票所の部分ではございますけれども、入れていたということで集計ミスが出ております。

集計に当たっては、そういったチェックは複数でしておりますけれども、期日前の22日と23日のちょうど際どい、言いわけでございますけれども、間違ったということでございます。今後そのようなことがないように、再度そういったミスが起きないように体制をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

次に行きます。

8款2項2目、6ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、11款1項2目、災害復旧費。松石議員。

10番（松石信男君）

この林道災害でございますが、3,000千円ほどということで、これはちょっとどこの林道かですね　じゃないんですか。復旧費。ちょっとこれ説明ください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

この分は寺谷林道でございますが、この沿線では48カ所ありました。ところが、古屋敷です、あの集落が孤立をしたということで、県道の柿ノ原から古屋敷集落までを生活道路を確保するということで20カ所ですか、それと瀧光徳寺の勸学院の前、1カ所、合わせて21カ所の土砂等を撤去したということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

次に行きます。

11款2項1目。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

今度の災害は大きな災害が発生して、基山町においては大きな災害でしたけど、他の町村に比べてはよかったというふうに思いますけど、ちょっと予算の費目ですけど、前の農林水産もですが、今度、公共土木災害の役務費12,500千円、この役務費というのは恐らく土砂の排出とかそういうふうなことだろうと思いますけど、これを役務費という費目で支出するんですかね。工事請負とか、その辺の委託料とかいろんなやり方があるでしょうけど、ちょっとその辺でこの土砂の搬出の手数料というような形で、土砂の搬出の請負じゃないけど、その辺のことを教えてください。

議長（酒井恵明君）

節の表現ですね。総務課長。

総務課長（大石 実君）

これは土砂運搬の手数料ということで、運搬手数料ということでしております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）林議員。

8番（林 博文君）

ちょっと今のところが災害関係ではよく、やはり土砂の搬出の撤去料とか、あるいはそういうふうな表現方法が私たちもわかりやすいわけですが、上の修繕料とその他の手数料、9,000千円と12,500千円の大体の内訳というですか、どういうふうな内容にその経費が使われるものか、使われたのか、ちょっと説明が、簡単にでもいいですが、できればお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

まず、11節、需要費の修繕料でございますけど、これは町道、あるいは法定外公共物の里道とか水路の路肩の補修とか護岸の補修でございます。その他手数料については、先ほど総務課長が申しましたように、町道に落ちてきました土砂とか倒木を除去し、搬出したものでございます。本来なら町道に落ちてきたものは、その土地の所有者が搬出していただくにやいかんわけでございますけれども、今回は箇所的にかなり多く、そしてライフラインを早く回復しなければならないということで、応急的に町が除去をしたわけでございます。

議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。重松議員。

2番（重松一徳君）

最初、私も不思議でならなかったんですけども、3月議会で予算を組むときに、こういう役務費とかいうのは頭出しの千円でされていますね。本来、災害工事というのは、去年は少なかったということでもいいかもしれませんが、去年おととしもそうですけれども、ある程度災害は発生するというのを予測すれば、年間トータル的にどうしてもやっぱり5,000千円ぐらいを当初組んでおけば、それが応急で使えるというのがありますけれども、これやっぱり頭出しの千円でしか予算は組めないんですか。だから、もう少し予算を組んでおけば、こういうふうにする必要もまたなかったのではないかなと思いますけれども、この辺の予算の組み方について少し説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

議員御指摘のとおり、当初予算でそれだけ組んでおけばいいわけですけど、なかなか予算編成のやりくりでできない状況もございまして、あっちゃいけないことですけど、あるかどうかわからないものについて、なかなか最初から5,000千円とかという予算計上ができない状況があります。

議長（酒井恵明君）

重松議員、いいですね。松石議員。

10番（松石信男君）

今ちょっと、その他の手数料12,500千円の件ですが、町道に落ちてきた土砂を除去したと。本来ならば、落ちてきた土砂の持ち主といたしますか、がしなきゃいけないものなんだと。しかし、今回はこういうふうにしたと。それは、そういうふうな判断をしたのは、何か緊急にもちろん上げにやでけんやったということですけども、そしたら、その除去費用はその持ち主に要求するんですか。

議長（酒井恵明君）

課長、その辺を詳しくね、簡単でしょう、それは説明して。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

その土地の所有者に請求するという事は今回ないと思います。そもそも町が先にして後から請求するという事はありません。だから、今回は特に集中豪雨で、町内かなりの箇所です。そういう災害が発生したということで対応しましたけど、通常1カ所とか2カ所で、雨がやんだら自分でのけてもらうのが、その所有者にのけていただいております。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、14款1項1目、9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

以上で第51号議案に対する質疑を終わります。

以上をもって本日の会議は延会といたします。

～午後4時50分 延会～